

令和7年第5回 飯塚市議会会議録第3号

令和7年12月10日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 12月10日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。5番 光根正宣議員に発言を許します。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、「公営住宅について」お聞きしたいと思います。公営住宅につきましてははですね、以前から、また昨日も一部公営住宅について一般質問があっていましたが、今回、私のほうからも少しだけですね、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

公営住宅につきましては、低所得者や高齢者など、住まいに困難を抱える市民にとって生活基盤を支える重要な社会支援でございます。しかしながら、その多くは1960年から80年代に建設され、老朽化が激しく、入居者の高齢化など、様々な課題が顕在化しております。そのような状況の中、今現在、住んでおられる方の生活の質を維持し、これからのニーズに対応できる施策を考えていかなければならないと思っております。

では、本市における市営住宅の管理戸数及び入居状況等について、お聞かせください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市が管理する市営住宅戸数は、令和7年4月1日現在で4306戸、うち入居戸数は2721戸、残りの1585戸が空き家となっており、入居率は63.19%となっております。

この1585戸の空き家の内訳としましては、長寿命化計画に基づき、老朽化が著しく現在の入居者の退去をもって団地全体の用途を廃止するため公募を停止している政策空き家が546戸、建物の傷みが激しく補修が不可能な状態となり公募を停止している住宅は28戸、簡易な補修を行うことで今後公募が可能な住宅が941戸であり、入居が可能な住宅の実質的な入居率としましては74.3%となっております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

それでは、管理戸数の計画と過去5年間の推移について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現在、管理戸数につきましては、飯塚市公営住宅等長寿命化計画において、管理目標数を3800戸へ縮減することを目標に事務事業を進めており、過去5年間の推移としましては、令和2年度4357戸、令和3年度4355戸、令和4年度4342戸、令和5年度4306戸、令和6年度4306戸となっております。

また、政策的な空き家などで公募を停止している住宅等を除いた入居可能な実質的な管理戸数は、令和2年度3737戸、令和3年度3688戸、令和4年度3685戸、令和5年度3685戸、令和6年度3662戸と推移しており、長寿命化計画において設定しました3800戸を下回る数で推移しております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

答弁によりますと、長寿命化計画における管理目標3800戸に対し、計画として今後また用途廃止される戸数も含めて4306戸で、これを除いた実質的な管理戸数が3662戸であるということでございますね。

今後、需要の増減によって変化していくということで3800戸の目標は完遂をしておるということですが、それでは住宅の維持管理や点検についてはどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の市営住宅の維持管理計画につきましては、効率的、効果的に公営住宅の住宅ストックの更新を進めるため、住生活基本法並びに国の公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、平成24年度に飯塚市公営住宅等長寿命化計画を策定し、5年ごとに見直しを行っております。

計画の見直しの際には、専門家による現地調査の上、各住宅の劣化状況等を的確に把握した上で、年次ごとに実施する屋上防水工事や外壁補修工事などの大規模な保全管理計画を策定し、現在、本計画に基づき事業を実施しているところでございます。

直近では、令和4年度に見直しを行っており、見直し後の計画については市のホームページにおいても御覧いただくことができます。

市営住宅の日々の点検等につきましては、適宜巡回を行い、躯体等に不具合がないかの確認を行うとともに、不具合等が発見された場合は、随時保全等の対策を行っております。また、5階建て以上の住宅につきましては、建築基準法に基づき3年に1度の間隔で特殊建築物定期検査などを行いながら、市営住宅の住環境の整備を進め、安全安心な住宅の供給に努めております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

適宜巡回しているということでございますけれども――。

それでは空き家の管理の状況についてはどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の空き家管理につきましては、近隣住民の住環境保全のため、年に1回、空き家敷地の草刈りなどを実施しており、巡回や市民からの情報提供により確認された躯体等の不具合につきましては、周辺に支障を来さないようにその都度対応しているところでございます。今後とも、

公募停止により空き家が増えている市営住宅におきましても、ほかの住宅と同様に安全安心な住環境の供給に引き続き努めてまいります。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

昨日の一般質問でもありましたけれども、草刈りについても年々その費用がかさんでいると、増加しているという状況もありますけれども、人が住まなくなってしまうと劣化が加速してしまうと。特に用途廃止や建て替えを計画している空き家の多い団地などはですね、不法侵入とか、不審火、ごみの持込みなどの犯罪の標的になりやすいのではないかと思います。今後でもですね、巡回の強化等も検討していただきたいと思っております。

入居中はもちろんでございますけれども、空き家であっても住宅を維持管理していかなければならないと考えます。これからの市営住宅の維持管理について、課題等があればお聞かせください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の市営住宅は大半が昭和40年代後半から50年代にかけて建設されていることから、多くの市営住宅は築年数が50年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進行しております。これにより修繕や更新の頻度が増加し、維持管理コストが高くなる傾向があります。

また、住宅の長期活用を図るための維持管理につきましては、多額の費用を必要とする場合もあり、限られている予算の中での対応では十分な修繕や改修が行き届かないケースもありますので、このことも建物の経年劣化を促進させる要因となっていることが考えられます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

ここで申し上げたいのはですね、この用途廃止などを計画している団地におきまして、今現在居住されている方の住環境をしっかりと守っていただきたいということでございます。先ほども申しましたように防犯上ですね、やはり危険なことも当然ありますし、周りに誰もいない状況であれば、そういった犯罪も起こりやすい状況でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

住宅の維持管理については、担当課においても苦慮しているということは分かりました。では、住宅の管理を民間事業者等へ委託することは可能であるのか、お聞かせください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅は公共の福祉を目的とした施設であり、住民への公平なサービスの提供が求められます。仮に維持管理を民間事業者へ委託するとなると、利益追求が優先される可能性があり、住民の公平性やサービスの質に影響を及ぼすことが懸念されます。また、住宅の維持管理には、安全性や衛生面での厳格な基準が定められており、公共団体はこれらの基準を厳守させる責任がありますので、民間事業者へ委託した場合、管理の質や安全性の確保が難しくなる場合も考えられます。併せて市営住宅の管理は、法律や条例により地方公共団体の責任とされている事項が多く、民間事業者への委託には法的な制約や規制が存在します。

このように公共性の高い事業につきましては、民間委託に制限が設けられることもあることから、現段階では市営住宅の維持管理を民間へ委託することは難しいと思っておりますが、ほかの自治体では一部の管理業務を民間に委託している事例もございますので、効率面だけではなく公共性や

住民の利益を損なうことがないかなど、多面的に検討が必要だと考えております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公営住宅の場合は縛りがあって難しいということでございますけれども、先ほどの答弁にありましたようにですね、具体的には申し上げませんが、一部または包括的に民間委託をされている自治体もございます。先進事例ですね、先進地の事例も研究していただきまして、本市に合った取組を考えていただきたいと思いますと思っております。

次に、市営住宅の空き家について、別用途で活用しているような状況はありますでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公営住宅は地方公共団体や国が所有・運営し、低所得者や一定の条件を満たす住民に対して提供される住宅となっております。一般的には、住宅の供給を通じて住環境の安全と福祉の向上を図ることを目的としております。市営住宅の空き家でありましても、条例や法律では、住宅の用途や管理方法が明確に定められており、ほかの目的で使用することは認められないこととなっております。また、市営住宅は公共資産であることから、多くの住民に公平に提供されており、住宅の用途変更がなされれば、住民に不公平感や不信感を与えることも懸念されます。これらの理由から、本市では市営住宅の空き家をほかの目的で使用させることはしていません。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

先ほど空き家の中で公募が可能な住宅が941戸であると答弁されておりましたけれども、その空き家について何らかの手だてを考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公募が可能な空き家につきましては、修繕等を施して公募を通じて新たな入居者を募集することとしており、このことによって公共資源を最大限に活用できることとなり、無駄な資産の放置が減少するものと考えております。また、新たに入居者の募集をすることにより、地域のコミュニティ形成や交流の促進が期待でき、地域の結びつきや安全性の向上も期待されます。よって、空き家の修繕と公募は、地域の持続可能な発展や住民の生活の質向上に寄与する重要な施策であると考えております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

老朽化した住宅については計画的に更新をしていかなければならないと思っておりますけれども、住宅を更新するまでの取組や方向性についてお聞かせください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の更新計画につきましては、住宅の計画的・効率的な住宅ストックの更新を進めるため、冒頭で答弁いたしました飯塚市公営住宅等長寿命化計画を策定し事務を進めており、本計画の中では、住宅の長寿命化のみならず、耐用年数を超過している住宅や老朽化が著しい住宅については、現入居者の退去を目的に、市営住宅の用途を廃止し、団地の更新や建て替えを行うことと

しております。

本市としましては、住宅の更新等に長期の期間を要するため、対象団地に入居中の方々には、政策的な移転という趣旨に基づき、団地内または団地外への転居の案内や意向についてお聞きするなど、対象団地の用途廃止を促進し、団地の集約化に向けて事務を進めるとともに、入居者の住環境の向上につながる施策を実施しているところでございます。

また、建築年度が異なる古い住宅と新しい住宅が混在しているため、住宅により住環境に差があることは承知しておりますが、団地の更新には時間を要するため、その間、少しでも入居者の方が公平公正に住環境サービスが受けられるよう効率的で効果的な維持管理を行うよう取り組んでまいります。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

今回の一般質問でですね、市営住宅について打合せ等も行ってまいりまして、何かこう利活用はできないのかということも含めて今回させてもらったんですけども、なかなか法律的な部分もあって厳しい状況かなというのを感じました。この長寿命化計画はですね、本市の公営住宅ストックを将来にわたって維持していくためには極めて重要な計画だとは認識しております。しかしながらこの更新の長期化、また財政の問題など、様々な課題が残っていると思います。さらにですね、公営住宅は福祉政策とも密接に関係しております。単なる住居だけではなく、入居者支援と地域づくりとしての役割を担う存在でもあるかなと思っております。

今後、住まいの確保としてだけではなく、独居の高齢者の見守りなど、福祉部局や、また地域などとも連携していただき施策を進めていただきますよう要望して、私の質問を終わります。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

次に、7番 藤間隆太議員に発言を許します。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

最近、喉が痛むんですが、なかなか季節の変わり目だからでしょうか。ただやはり、新人という元気しか取り柄がないのが定番でございますので、元気よく頑張っていきたいと思っております。

今回もよろしく願いいたします。今回の一般質問は、市長に物申すというテーマは特にはないのですが、最近、学生の皆様とちょっとお話をしたり、大学に呼ばれたりする機会がございまして、今の学生ってこんな感じで思っているんだなっていうのを実感する機会もございまして、そういった学生の起業支援に絡めて、大学生はこんな感じで考えているんだなっていうそういった話も少しシェアできればと思って、それが今回の一般質問の趣旨でございます。

学生のイメージでいうと、何となく草食化しているようなイメージがあって、私もちょっとそういうふうには思っていたんですね。それで、近畿大学のキャリア相談に呼んでいただいたり、後ほどにも出てくるんですが、地域の学生をつなげるというイベントがあって、学生の方にキャリアを聞いたら、「俺、金稼ぎたいっす」みたいな、そういった学生が意外に多かったんですね。これは驚きました。何でかなと考えてみると、最近ユーチューブとかSNSでお金の話がタブーじゃなくなってきたっていうのがあるんじゃないかと思っております。例えば、丸の内とか金融街の道行く人に「年収幾らですか」、「貯金幾らですか」と聞くというコンテンツがはやったりですとか、あるいは、お金持ちの社長の方がSNSで自分の生活を出したりしている。これは、個人が知名度を得ることによって会社の採用とか商品売るですとかそういった面もあるんですが、結構、お金を持っている人の生活というのがネットでいろいろな映像とか情報が上がってきて、そういったものに触れて、やはり自分も稼ぎたいと、そういった学生がそれを声に出しているのかなということが意外でございました。

ちなみに、こういった学生に話を聞いてみると、「起業してお金を稼ぎたいんですね、どうい

うことをされていますか」と言うと、ほとんどのケースが2つの特徴があつて、1個目は特に何もやっていない。「仮に何かやるとしたら、どんなことをやりたい」と聞くと、「イベント集客とかして稼ぎたいですね」とか、あるいは、「勉強が好きなので、塾とか開きたいですね」みたいな、こんな形で比較的自分の生活に近いアイデアをおっしゃる。これは逆にいえば、ビジネスの発想の視野が狭いと、そういった特徴があるかなと思いました。ただ、意外に「何かやってみよう。でも、何か分からない」という学生が多かったので、そういった方々に対して、背中を押してみる。ほとんどはこういった起業は失敗しますが、そもそも起業って、10回やって1回当てればいいほうとよく言われますし、なかなか学生で失敗できるうちにチャンスを与えて、背中を押していくという意味では、飯塚市は学生向けの起業家支援がございまして、どんどん活発的にやっていってほしいなと思いました。

ここまでが質問の前段でございまして、質問に入っていきますが、まずは一番最初に、飯塚市として学生の起業家支援の意義ですとか重要性についてどのようなお考えか、お伺いさせていただきます。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

学生の起業家支援の意義と重要性につきましては、本年9月開催の決算特別委員会において答弁させていただきましたが、まず1点目としまして、本市には理工系大学が立地し、多くの学生や研究者がいることの強みを生かし、IT・情報産業分野をはじめとした起業を支援することで、イノベーションを起こし、新たな産業の柱を育成することとさせていただきます。起業家が持つ技術やアイデアを市内の既存産業に取り入れることで、産業全体の生産性向上や高付加価値化につながることで、地域経済の活性化において極めて重要な役割を果たすものと考えております。

2点目としましては、起業家を輩出することで、雇用の創出につながり、特に若者や専門技術を持つ人材の市外流出の防止、地元定着を促す上で重要でございます。また、本市で生まれ育った若者の起業を支援することは、地元にとどまる、もしくは一旦市外に出た方が本市に戻るきっかけにもなりますし、女性や高齢者など多様な人材が活躍できる新しい働き方やビジネスモデルが生まれることで、地域全体で働く機会が増えていくものと考えております。

また3点目としまして、起業家は地域課題をビジネスで解決するソーシャルビジネスの担い手にもなり得ますので、起業に伴い、課題解決型のビジネスを展開することで、本市の持続可能性を支えることにつながる重要な存在であると考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今の話で、市外に若者が流出するという話がございましたが、これは後ほどまた話させていただきますが、2022年、九工大の就職者が395名いましたが、市内就職は2名でございました。もちろん専門的な学問を学んだ学生が、大きな企業・研究室は東京にございますので、そこに就職するのは避けられないと思いつつ、やはり395名中2名というのは寂しいなと思ったりはいたします。これは後ほどまたお話しさせていただきます。

今、ご答弁の中で地域課題をビジネスで解決するソーシャルビジネスという話がございましたが、このソーシャルビジネスはなかなか片仮名の単語で難しく捉えられがちなんですけど、もう少し広く身近に考えていただくといいかなと思ってございまして、これは例えば、昨日、同僚議員から質問にございました、広報いづかが読まれていないと、実はこれも地域課題・社会課題でございまして、もちろんこの広報いづかの件、本質的な問題はまた別にございますが、例えば、広報いづかの企画を学生からコンペで募って、優勝した人に対しては、ぜひ、その企画がいいので市報としてやっていただきたいみたいな、こういった身近な課題ですとか、解決できそうなも

のというのを考えても、ソーシャルビジネスを広く捉えていただければなと思っています。

ちなみに、やはり市役所の伝統的な業務、何か箱物を作るですとか、まちづくりをするですとか、こういったところはもう皆様の積み重ねられてきた専門知識というのがかなり深く関わってくると思いますが、比較的新しい分野に関しては、若い方のほうが視野が広くて、いろいろなアイデアでできたりするので、課題を広く捉えて、この課題って学生に解決してもらえないんじゃないかみたいなものを広くアイデアを募っていく、そういったところも一つの手段じゃないかなと思っています。そして、ご答弁を頂きましたとおり、学生の起業家支援が本市にとってイノベーションの創出や新産業の育成、雇用の創出、さらには地域課題の解決につながる、このようなご認識を示していただきましたのは、非常に心強く受け止めております。

本市の強みであります理工系大学や研究者の集積をしっかりと生かしていき、ビジネスに生かしていくということに関して私も同じ思いでございます。一方で、学生は資金や人脈、そういった面では非常に乏しい一方で、柔軟な発想と失敗から学ぶことができる時間という大きな資産を持っております。その特性を最大限に生かして、制度や補助金を整えることに加えて、日常的にちょっと相談してみようかなと、そういう伴走体制ですとか、小さくチャレンジしていただく、そういう実験の場をつくっていただく。すなわち、課題を見つけて、仲間と考えて、一緒に一歩を踏み出す。そういった教育的な視点を含めて、学生の起業家支援については考えていただければと思っています。

次に、学生のキャリア支援の意義と重要性についてお伺いさせていただきます。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

キャリア支援は、学生が社会に出る際の競争力を高めることで、将来の社会的・経済的自立を果たすために必要不可欠なものでございます。履歴書作成や面接対策等の形式的なものだけではなく、インターンシップや企業との共同事業において実務経験を積むとともに、企業及び業界を知る機会を創出することにより、学生は自分の強みを最大限に発揮できると考えております。

また、キャリア支援には学生が自己のキャリア形成を通じて、社会貢献の重要性を認識する役割もございます。自己実現と同時に、社会的な責任を果たす人材を育成することは、将来的に地域社会の発展にも寄与することにつながります。

市内企業や大学との連携を強化し、地域の企業情報やインターンシップの機会を学生に提供することにより、地域内での就業機会を増やし、学生の地元定着を促進、地域経済の活性化が期待されるなど、本市の将来を支える重要な施策であると考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ここ10年ぐらい、学生の知らないキャリアの真実に気づきまして、キャリアというと学生の頃に悩みがちですが、30代、40代、50代であってもキャリアはないものなんだというのが、最近、学生からしばらくたって思う真実でございます。

ただ、まず学生のうちにしっかりと自己分析をしたりですとか、自分の適性、価値観を言語化していくと、こういったことをしていくことによって、このキャリアの問題というのは、学生が就職するときのみならず、やはり転職しようかなですとか、あるいは50代、60代になって、「もう、こどもも大学を出て、養育費もかからないし、自分ってこのまま人生ここで勤めるんだろうか」、「ちょっともうお金も必要ないし、ほかのベンチャーに転職してみよう」ですとか、学生に大学でやっていただくキャリア分析というのは、実は生涯にわたって使うものなんだなというのを今改めて思ったりはいたします。

今申し上げた、こういった適性ですとか価値観を言語化するようなものというのは、大学教育

の中で、キャリアセンター授業を通じて、丁寧に支援される領域であって、市役所としての関与は薄かろうとは思っています。その上で、市としてはどの部分を担っていいのか。もちろん大学に任せる部分もありつつ、地域の企業ですとか、先輩社会人との接点づくりですとか、あるいはコミュニケーションの場を提供する。行政だからこそできる支援の在り方というのをしっかり検討していく必要があるかなと思っております。

その上ででございますが、次に、学生の起業家支援並びにキャリア支援の現状の取組についてお伺いさせていただきます。現在、起業を検討している大学生に対する飯塚市の支援についてお伺いいたします。本年度に限らず、終了した事業も含めて、この3年間に実施してきた主な取組をご説明ください。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

学生の起業に関わる支援といたしましては、大学生の感性や想像力を生かしたアイデアや活動等の事業化並びに起業・創業を目指す取組や開業に要する経費に対し補助金を交付する大学生起業家育成事業、また、起業するための心構えや機運を醸成するため、学生とスタートアップ企業等との交流イベントであるキャリアカレッジの実施や、起業に向けた個別相談、伴走支援窓口の設置により、起業相談等の支援を一体的に行う起業家育成事業を昨年度まで実施いたしております。そのほか、低額の使用料でオフィスを利用できる新産業創出支援センターにつきましても起業時の支援として設置・運営いたしております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今おっしゃっていただいたキャリアカレッジ、私も呼ばれたりしまして、参加して学生と話すことがございます。学生とスタートアップの交流イベントって、これはスタートアップとしても、学生との接点が欲しい、いい人が入ってきて欲しいですとか。行政としてもスタートアップという名目上、支援しやすいというのがあって、かなり広く行われています、飯塚市以外でも。それは素敵なイベントだと思っています。ただ、これに実際に参加してみますと、中に来ている学生の方、実は、起業とかに関してはそこまで興味があるわけではないと。実は、起業イベントに出たけども大手に就職したいんだという方もいらっしゃるって、こういったところで、実は、スタートアップの方に話を聞きたいというニーズと同時に、大手企業出身者から、「どうやって面談を突破しました」ですとか、「中に入れてみてどうですか」とか、そういったニーズもございますので、今おっしゃっていただいたスタートアップとの交流イベントに加えて、学生と話したい企業出身の方を集めるようなイベントも、ニーズに合ったイベントもぜひご検討いただければなと思っております。例えばですけど、東京の大手企業で働いていて、そういった会社に入りたいという学生は、自分が入りたい企業出身の社会人と話したいというニーズがございますので、そういった方は青年会議所、JCでしたり、飯塚市役所にもそういった方がいらっしゃいますので、そういった方々と学生をつないでいくというのもニーズが高いイベントになるのではないかと考えております。

あとは、地域のイベントに顔を出すと、市の職員の方々もいらっしゃるって、恐らくこれは業務外で残業手当がなく参加されていらっしゃるのかなと思う中で――、すみません、うなずいていただいていますね。これはすばらしいなと思いつつ、一つリクエストがあるとすれば、皆さん、飯塚市の職員として参加されているんですね。それはいいと思うんですけども、実は、学生がより知りたいというのは、職員の方というよりは、個々人というか、個々の個性とか、例えばですけども、「この企業に入ったんだけど、ちょっと途中で辞めて、公務員試験を勉強して市役所に入りました」、そういうエピソードでしたり、「市役所の前はこんな大手に勤め

ていたんだけど、こういうことがあって辞めました」みたいな、結構、学生としては、市の職員というよりはいろいろな経験、公務員試験の勉強ですとか、民間に入ったけど辞めたですとか、公務員になりたい方も多いので、どういう苦労とか、どういうご決断をされて市役所に至ったのかっていう、個性というか、個をもっと出していただくと、より学生としても有意義かなと個人的に思ったりいたします。

やはり、大学の方、キャリアの話を聞くと、短大ですともうそろそろ就職を決めていかないといけない時期で、公務員試験は間に合わないので、一旦、民間に勤めるんだけれども、やはり勉強して公務員をやりたいなと、そういった方がいらっしゃるんですね。そうすると、働きながら勉強できるのか、一回辞めて集中すべきなのかみたいな、結構そういう悩みがあるので、ぜひ、市の職員という肩書で行くかと思うんですけども、ぜひ個人的な、より個として、人間として接していただくと、より学生としてもいろいろなお話が聞けるかなと個人的には思いました。やはり、個人の物語というのが一番人を動かすので、個を出していただきたいと、一緒に参加して思いました。行政が関わる支援として、やはりそこで本当の価値が生まれるんじゃないかなと思ったりいたします。ちょっと個人的な思いを語ってしまいましたが。

次でございますが、起業する支援メニューのうち、大学生が活用しやすい施策ですとか、あるいは学生にこそ積極的に活用してほしいと考えている施策、これは例で言いますと、販路開拓支援補助金というのは、大学生を対象にした制度ではないんですが、起業したばかりの学生にも使いやすいなと思ったりしていますので、そういったお話について総合的にご教示いただければと思います。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

大学生起業家育成事業費補助金につきましては、学生が持つアイデアの事業化や起業・創業を目指す取組に関して、まずは市担当窓口となります産学振興課に気軽に相談に来ていただきたいと考えております。

また、ビジネスプランやアイデアを検討、具現化できる場も必要ですので、新産業創出支援センターや市内のインキュベーション施設を利用することで、起業家同士のネットワーク形成の機会が増えるとともに、コーディネーター等から支援・指導を受けやすくなるものと考えております。

そのほか、よろず経営相談のほか、飯塚商工会議所及び飯塚市商工会が実施している創業セミナーや個別相談などの相談窓口も無料で活用できますので、有効に活用していただきたいと思っております。

なお、起業後の事業拡大の支援として、販路開拓支援補助金や市内中小企業の技術や製品の開発を支援する新産業創出支援補助事業も活用いただきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今回の一般質問で数少ない要望の一つが今から申し上げることでして、飯塚商工会議所と飯塚市商工会で創業セミナーを毎年1回ずつ開催しています。この創業セミナーは非常に素晴らしいものでして、中身に関しては、結構、勉強になるのかなぐらいなんですけど、これを受けていると、会社を登記するときの登記料金が半額になる。7万円か8万円ぐらい安くなるんですね。それと同時に、創業したてで一番取りやすい補助金というのが小規模事業者住宅補助金というものなんですけど、これは普通は50万円なんですけど、この創業セミナーに参加していると、この分が200万円になるんです。この補助金、大体、会社をつくった人が一番最初に取りやすいやつなんですけども、これが50万円から200万円はかなり大きいんですね。

この創業セミナーに出て、出ましたよという証明書をもって、飯塚市役所に行って、創業セミナーを受講しましたという受講証があつて、この受講証をもって会社登記の費用が安くなったり、あるいは補助金が増えたり、そういう感じになるんですけども、このセミナーは今8月と11月にやっています。これはまだ今年はまだなほうで、去年はたしか10月と11月、全く同じ時期にやっていたんです。すなわちこれは、11月を逃してしまうと、次に創業支援セミナーを受けようとしたら、8か月後とか9か月後になってしまうと。これはさすがに同じ性質のものを同じ時期でやっている意味はないと思つていまして、実際、商工会ですとかに「何で同じ時期になっているんですか」と聞くと、「特に理由はないです」という形になっていまして、ぜひ、これは市が予算を出しているもので、これは公的な制度でございますので、少なくとも商工会議所と商工会の創業セミナーを上半期と下半期に分けていただいたほうが、起業する人間にとっては圧倒的に便利なので、ぜひここは、調整というか、音頭を取つてというか、商工会にしても商工会議所にしても、どうしてもこの時期にやりたい理由はなくて、多分、前年踏襲でコミュニケーションを取らずに近い時期になってしまっていると思うので、ここは今おっしゃっていただいた創業セミナーに関してはぜひご検討いただきたいと。

ここから先はちょっと予算の兼ね合いもあつて、ご判断というところではあるんですけども、今申し上げた、創業セミナー、個別相談をやっていますと話がございましたが、この個別相談というのが飯塚市と福岡市では違うというか、飯塚市の場合は、先ほど申し上げた創業セミナー受講証みたいなものを手に入れるためには、これは年に1回のセミナーに参加しないといけないんですけど、福岡市とか北九州市ですと、年に1回ではなくて、通年で個別に授業を4回、専門家から受ければ、創業支援セミナー終わりましたと証明書が発行できると。なので、飯塚も個別にいろいろな相談に乗っていただけるんですけど、その相談をしたとて、この創業支援の証明書はもらえないと。一方で、福岡市ですとか北九州市とか大きい市とかですと、創業支援セミナー受講証みたいなものを通年で個別相談できるという話がありまして、ちょっとこれは予算の兼ね合いもあるのですが、やはり飯塚市は過去には、日本一創業しやすいまちにするというスローガンを掲げていらつしゃつたので、この個別相談を経た後の創業支援受講証の発行みたいなものもちょっと将来的な検討をぜひいただければと思つております。

少なくとも、今申し上げた創業セミナーに関しては、秋に2回とんとんとやるよりは、通年に分けたほうが商工会議所や商工会も集客しやすくなりますし、起業した人も便利ですし、お金もかからないので、ぜひ個人的には飯塚市に音頭を取つていただきたいと思いますと思つております。なかなか今ご答弁を求めるのは難しいかと思うので、将来的な検討事項として頭に入れていただければと思つております。

次に、起業に至らなくても起業的マインドを育成する取組があるといいなと思うんですけども、ビジネスコンテスト等の事業があることは承知していますが、現在どういった取組を行っているのか。その内容をご説明いただくと同時に、これまでの取組を通じて、どのような手応えや成果を感じていらつしゃるのかもお聞かせいただければと思います。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

まず、ビジネスプランコンテスト等の事業につきましては、今年度で14回目の開催となった飯塚スマートアプリコンテストがございます。本事業は、募集テーマに即したアプリケーション等の開発を行い、最終審査会において、全国から集まるクリエイターや業界関係者等との交流を通じて、人材育成や発掘を図るとともに、起業家及び技術者コミュニティーの育成支援を目的に実施しております。これまでの受賞者の中には、市内で起業されている方も複数おられ、コンテストの協賛企業としても将来の起業家の支援を行つていただいております。また、グランプリを獲得した応募者には、副賞として、新産業創出支援センターへの1年間無償での入居の権利を授

与しており、今年度グランプリを獲得した九州工業大学の学生チームは12月1日より同センターへ入居されており、今後、ビジネスプランやアイデアを検討、具現化されることになっております。

そのほか、先ほど答弁しましたとおり、昨年度までは、地域課題、社会課題の解決につながるイノベーション創出を目的として起業家育成事業を実施し、学生の起業家マインドの醸成と地元定着につながる取組を推進してまいりました。今年度は一般社団法人飯塚青年会議所主催の若者と地域のつながり事業に協力し、市内3大学の学生や教員、地元企業等の参画、交流、意見交換を行う場を創出するための側面支援を行い、学生の起業家マインドの醸成や起業を目指す取組を推進しております。

なお、これまでの取組を通じて、九州工業大学や近畿大学の学生からも、将来の選択肢に起業を加え、起業を志す具体的な動きが出てきており、学生をはじめとした起業を志す方々や創業者等が気軽に相談できる窓口の必要性を再認識するとともに、学生の起業家マインドの醸成や創業者の経営支援につながったと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今おっしゃっていただきました若者と地域のつながり事業、こちらについては次回以降も開催する予定があると聞いておりました、これは私も出たんですけどびっくりしました。めちゃめちゃ学生の人数が多い。100人ぐらい参加されていましてか。大体、大学生と行政のイベントというと、半分ぐらいが関係者で、半分ぐらい学生みたいなケースが多くて、これは飯塚だけじゃなくてやはり福岡市でも学生を集めるイベントは大変なんですね。ただ、この若者と地域のつながり事業は、飯塚の学生が100人前後ぐらいいらっやっていて、しかも、冒頭にプレゼンがあるんですけども、プレゼンのレベルがめちゃめちゃ高い。びっくりしました。大学1年生でこんなに元気よくプレゼンするんだと思ひまして、ぜひ、こちらはすばらしい事業だったので、次回以降、これは市長にご出席をお願いしてもいいぐらいの高いレベルでございまして、時間もお忙しいかと思うので、冒頭の学生プレゼンだけでも見ると、学生の皆様もモチベーションが上がりますし、若い人が元気よくプレゼンしているのを見ると、何か気持ちも若返るような気がしますので、ぜひ、本当にすばらしいイベントだと思ったので——、市長がうなずいている感じなので、ご臨席をお願いできるんじゃないかなと個人的には思っております。

今度は、起業支援というよりはキャリア支援について、また別軸でお伺いしますけども、飯塚市として現在どのようなキャリア支援を行っていらっやるのか、ご説明のほうをお願いします。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

学生のキャリア支援の取組としましては、市内企業の課題解決を目的としたワークショップを通じて学生と地元企業の交流を図り、地域産業や企業の魅力を発信し、学生の地元企業への理解を深める機会として産学官交流・共働促進事業を実施しております。また、市内の産業支援機関である公益財団法人飯塚研究開発機構、筑豊地域4大学、企業、行政機関等の連携の下、筑豊地域におけるインターンシップを積極的に推進することで、地元企業への理解と就業促進に努めております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

学生の地元企業への理解を深める機会って非常に大事だなと思っております。冒頭にもお話がございましたが、若者や専門技術を持つ人材の市外流出、これは議会でも度々話題になっており

ます。2016年の飯塚市内3大学の市内就職率は6.7%でございました。そこで飯塚市産業振興ビジョンで2022年までに10%に上げたいという目標を掲げましたが、実際としては、これは6.7から10の目標を掲げましたが、6.3%と下がり続けている現状でございます。これをもう少し大学ごとに考えていくと。これは飯塚市総合戦略推進会議の議会の中でも話題になった話でございますが、九州工業大学の就職者395名中2名が市内就職、近畿大学産業理工学部も就職者359名のうち8名が市内就職、そういった状況でございます。近畿大学の短大のほうは比較的市内に就職いただいているのですが、全体として見れば6.7%になっていると。今申し上げた395名中2名ですとか、359名中8名という就職状況を考えると、半分の人に飯塚市に就職してもらうのはなかなか難しい課題だと思いますが、例えば、5%なり4%なり、そういった数値を決めて、市内に就職してもらおうと。飯塚市内でも、比較的いい会社という大変なんですけども、伸びていたりですとか、新しいことをしたりですとか、規模の大きい会社があるので、そういったところを知っていただいて、一定人数、少なくとも——、200人に1人とかじゃなくて、100人に1人、2人、3人、幹部候補かもしれませんけれども、入っていただくような必要があるかと思っています。

この市内就職を考えるときに、やはり大学に分けて考えていかないと、どの大学かによって課題が大きく違いますので、目標としてこの大学は何%みたいな、大学ごとの市内就職率の目標を定めるのは少し難しいというか、触りにくいかなと思いつつも、全大学の市内就職率を上げるという目標、プラス個々の大学の状況をしっかり見ていく、そして、その大学ごとに合った取組をやっていくというのは大事かと思っております。

その上ででございますが、どれほど優れた施策であっても、市の情報発信が学生に届かなければ十分に活用されません。今回の起業家支援及びキャリア支援に関して、情報発信に関してどのような工夫をされていらっしゃるのか、大学及び学生とのコミュニケーションは現在どのような方法でされていらっしゃるのか、その効果についてどのように把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

各種情報発信の方法につきましては、市公式ホームページやSNS、大学・大学生のイベント等情報集約サイト「e-ZUKAカレッジナビ」を活用した情報発信のほか、各大学事務局を通じた学内ツールや掲示板の利用依頼、さらには、学生、企業、市民が無料で利用できる交流拠点「つなぐカフェ@飯塚」における周知等を行っております。

次に、大学及び学生とのコミュニケーションの方法につきましては、先ほど申し上げましたつなぐカフェ@飯塚の定例会のほか、地域イベントに参加する各大学のボランティア活動団体、大学祭実行委員会等に所属する学生との交流や大学教員への直接的な連絡等により、継続的にコミュニケーションを取ることができております。

なお、その効果につきましては各イベント等における参加者実績によって確認いたしております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今ご答弁を頂きました、学生や教員に直接的に連絡したり、継続的にコミュニケーションを取っていらっしゃるというお話がございました。これは顔の見える関係性づくりということで、これも本当にされていらっしゃるってお伺いしています。先ほど申し上げた、学生を100人前後集めることができたのも、JCの方いわく、市の職員の方が大学とか大学生との関係をつくっていただいたからあれだけの人数に増えたとおっしゃっていただいたとおり、ただ広報の紙をお渡

ししたりですとかSNSに投稿しても人は集まりませんので、今後も、引き続き、顔の見える人間関係性づくりをご強化いただければと思っております。

最後に、起業家支援にしる、学生のキャリア支援にしる、重要なのは伴走型の支援体制じゃないかと思っています。この伴走型の支援体制を言い換えますと、何か悩んだときにここに行ったらいつでも相談できる、そういった場所や相談窓口があれば非常にいいのかなと思うのですが、この点について、現在どのような体制が整っておりますでしょうか。また、今後に関して、この伴走型の相談体制をどのように構築、強化していくお考えがあるか、お伺いさせていただきます。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（小西由孝）

現在、企業からの経営相談や学生等からの創業・起業相談につきましては、産学振興課の職員を中心として、庁内関係部署やよろず経営相談及び飯塚商工会議所、飯塚市商工会等の外部支援機関を紹介するなどの対応を行っております。本市といたしましては、今後も引き続きこうした関係機関との横の連携を図り、伴走支援体制の構築、強化を行っていくとともに、市職員におきましても、九州経済産業局に出向経験のある職員等からノウハウを共有、引き継いでいくことで、起業や中小企業の課題解決、業務改善による経営改善などのスキルアップを図り、実務に生かすことのできる人材育成を併せて図っていきたいと考えております。

また、国におきましても、経済成長の加速、社会課題の解決、国際競争力の強化に向け、2022年にスタートアップ育成5か年計画を策定し、大学に対する支援事業等も行われております。同年には国の採択を受け、九州・沖縄の20大学と地銀系ベンチャーキャピタル、大学発の産学官連携会社により「PARKS」が設立され、オール九州・沖縄圏一体でアジアとつながるスタートアップエコシステムを創出することを目指し、起業活動支援プログラムの提供もなされております。こうした国や大学の動向にも注視しながら、情報収集を行い、必要に応じた支援体制の強化、持続可能性の確保に向けた調査検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今おっしゃっていただきました、外部の支援機関を紹介するという視点は起業家支援の中で非常に重要だと考えております。起業のアイデアを1人で頭の中だけで考えてもなかなか完璧なアイデアというのは出てきませんので、むしろ専門家や支援機関の担当者に話を聞いてもらって、質問やフィードバックを受ける中で、「こういったニーズがあるのか」ですとか、「こういった方向なら形になりそうだ」と気づいていくものだと思っております。だからこそ、市として商工会議所や金融機関、インキュベーション施設など、外部支援機関へしっかりつなぐ役割を果たすことがアイデアの具体化、事業化につながる近道だと思っております。

それで、学生の起業家支援、あるいは学生ではなくても初めて起業する方、これはシニア起業なのか、連続起業家の5回目の起業というよりは、初めて起業しますみたいな方って市役所に相談しに来たりですとか、そういったケースを見ますけれども、このとき私は2つの視点を意識するのが大事なんじゃないかなと思っております。1つ目は相手を尊重することです。2つ目は大人として対応する。

これはどういうことかといいますと、大人として対応するというほうなんですけど、なかなか企業同士の取引ですとか、市役所が慣れた業者さんに発注するときとかは、ちゃんと書類が来るし、言ったことはちゃんと守っていただけるし、社会人としての一定の水準があると思うんですけれども、こういった初めて起業する方は、こっちが言ったことというのがよく伝わってなかったりですとか、伝えたつもりで資料を出してもらおう要望をしたつもりが、待っていたとか、結構、向こう側としてこちらの言ったことが伝わっていない。当然、こう言ったらこうするべきだ

ろうという反応が返って来ないことがございまして、そういったときに、結構、こっちはもうこう伝えたのだからという形で放置してしまうというか、それは企業間の取引では当たり前なんですけれども、こっちは「いつまでに出してください」と言ったら役割がおしまい、それは、普通はもう終わっているんですけれども、ただ、学生起業ですとか、初めて起業する方に関しては、なかなかそういうところもできないことが多いので、それは大人になって、「1か月前にちょっとお願いした件なんですけど、どうですか」みたいな形で、一定、大人になって、育ててあげる視点が大事かなというのはかなり強く思います。相談に来て、何か素敵なアイデアで一生懸命やりそうだなあと。でも、1か月前に来たあの人からもう全然連絡ないなというケースは結構あると思うんですよね。そういったときは、大人になって、「いかがですか」と育て上げる視点が大事かなと思っています。

もう一方で、尊重する視点というところなんですけれども、今申し上げたように、ビジネスパーソンとしてはかなり未熟な方がやはり起業したって多いんですけれども、ただ考えてみると、起業するというのは、例えば、今までの仕事を辞めた場合は、売上げが足らなければ明日からという、売上げが足らなければ生活が苦しくなっていくですとか、かなりのリスクを背負っていると。起業というのはサラリーマンのように一定の給料がもらえるのと違って、自分の力で自分の生活が立ち行かなくなるのか、ちゃんと稼げるのか、かなりのリスクを負っていると。どんなビジネスパーソンとしての仕事の水準が未熟であれ、かなりの覚悟と決意と意気を持っているので、その面は尊重しないとイケないかなと思っています。

そういう形で、これはもう学生の起業家支援のみの話じゃないんですけれども、やはり事業をしたいですという卵のような起業家が来たときには、しっかりと大人になって導いてあげるという視点と、相手の覚悟や決意や理念を尊重してあげる。時にはちょっと上から言ってしまうケースもあるように聞いておりますが、向こうは人生をかけてリスクを負っているんだという尊重の精神、そして、育ててあげるんだという親のような、この矛盾する2つの精神をしっかりと持っていたら、いい支援になるかなと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員に発言を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

飯塚市は、今後、住民サービスや住民負担に関わる政策を含めて、各分野の事務事業のしっかりしたチェックとともに、第3次飯塚市総合計画策定の検討など、重要な時期を迎える。市議会の監視機能の役割はますます大きくなるわけですが、市長の権限について地方自治法はどう規定していますか。

○議長（江口 徹）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

地方自治におきまして、地方公共団体の長、飯塚市の場合は市長でございますが、住民の皆様からの直接選挙によって選ばれ、議会と並ぶ二元代表制の一翼として、行政の執行を担う立場に

ございます。その権限につきまして、地方自治法に規定されている主なものを申し上げます。

第147条におきましては、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定されております。

次に、第148条におきましては、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されております。

第149条におきましては、担任する事務として9つが規定されておまして、1つ目が「普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。」、2つ目が「予算を調製し、及びこれを執行すること。」、3つ目が「地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。」、4つ目が「決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。」、5つ目が「会計を監督すること。」、6つ目が「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」、7つ目が「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」、8つ目が「証書及び公文書類を保管すること。」、9つ目が「前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。」と規定されており、自治体の行政運営に関わる広範な事務を担当する権限を有しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図るところにあり、二元代表制の下で市議会は市政に対する監視機関として責任を果たさなければならないことは、地方自治法の定めにあることです。15の項目、権限が付与されております。市長は、飯塚市議会の現状、今の姿をどう受け止めているか、見解を伺います。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

地方自治法第89条において議会は、「当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する」、また、「議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」とされております。

我々執行部と同様に、住民の負託を受け、その職務遂行にご尽力いただきますよう期待するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市議会自身の認識については、9月定例会最終日に採択した「江口徹議長に対する議長辞職勧告決議」に、次のようにあるとおりであります。

「江口徹議長は6月6日、閉会中に、調整がつかないまま飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書きにより議会運営委員会委員及び全議員を対象に常任委員会委員に指名した。民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、立法趣旨を無視したものであることはすでに明らかとなっている。この指名以降は議会運営委員会及び常任委員会は機能を停止し、各種審議会委員も選出できない事態が今日まで続いている。中略。議会運営委員会が機能できない中で、議事運営に関する協議の場を全員協議会として行うことはできたが、正式な委員会ではないため正規の記録は残せず、非公開であるために傍聴ができず市民の不信を広げている。」

このように、極めて深刻であるとの認識であります。9月定例会の後も江口議長は辞職勧告決議を真剣に受け止め切れないうまま辞職を表明せず、かといって、事態打開への気力も失ったまま、ただ漂うように漫然と、9月議会に続いて12月議会でも議案の詳細な審査のために必要不可欠

な常任委員会の付託をやめようと言い出しました。これは、不正常的な事態をなし崩し的に固定させようとするものです。

しかし、議会運営委員会と4つの常任委員会の全面的な機能停止を、ただだらとこのまま2年間も議員任期終了まで続けるわけにはいきません。事態打開のためには、遅くとも12月議会の議案質疑の終了までに江口議長が辞職すれば、市民に理解される透明で公正な在り方で選出される新しい議長の下で議会運営委員会と4つの常任委員会は民主的に確立され、機能回復は実現され、12月に提出された議案は、4つの常任委員会で詳細に審査できることとなります。全ての各種審議会への責任も果たされます。

このことは明らかなのに、江口議長が現時点においてもなお辞職をしないということは、2027年4月に議員任期の終了を迎えるまで、自己の都合によって、市議会と地方自治を踏みつけにし続けるつもりなのか、また、地方公共団体の議会の解散に関する特例法の議会解散による議員任期終了をもって議長の資格を失うまで飯塚市議会の歴史に汚名を日々刻み続けても構わないと考えているのか、厳しく問うべきところであります。

私は市議会の事態打開、地方自治法を守る、党派を超えた取組に協働する立場を表明した上で、通告の9項目の質問に入ります。

第1は、「新ごみ処理施設整備事業の見直しの提案について」であります。1点目は、現状と見直しについてです。この間の経過をまず伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

ふくおか県央環境広域施設組合は、平成31年4月1日に新たな広域的処理体系を構築することを目的に再編されております。その後、複数存在する同一の処理目的を持つごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を再編するため、新たなごみ処理施設建設が進められております。新たなごみ処理施設については、稼働開始を令和12年4月1日に予定し、管理運営業務の契約期間を令和12年4月1日から20年間とするものでございます。

この新施設建設につきまして、同組合において令和6年9月に、関係市町の議員に対し、新たなごみ処理施設整備に関する議員説明会を実施し、11月には関係市町の市民に対し、新たなごみ処理施設の建設事業についてのお知らせを全戸配付しております。

昨年12月と今年1月に、建設用地取得のための補正予算が同組合議会で否決されております。また、設計建設工事並びに当該施設の管理運営業務のプロポーザルも中断されておりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現状はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

その後でございますが、現状といたしましては、本年11月26日に開催されました同組合定例議会において、建設用地取得のための補正予算案が可決されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その施設組合議会における組合長の見直しに関する発言を紹介してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

ふくおか県央環境広域施設組合での発言になり、議事録も公表されておりませんので、発言内容を全て紹介することはできませんが、要旨としましては、新施設の建設及び運營業務の業者選考手続を中止、新施設の処理能力など必要な事項の一部見直し、改めて公募の手続を実施するといった内容であったと認識しております。

○議長（江口 徹）

川上議員、答弁がありました。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

見直しの理由は何ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

ふくおか県央環境広域施設組合のほうで審議されておりますので、お答えはいたしかねます。

（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

発言の内容の中でお答えいたしますと、この計画策定の当時と比べ、近年の管内におけるごみの処理量も減少している傾向が見られるため判断されたものと考えております。

○議長（江口 徹）

組合長の発言を確認していないということですか、市としては。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

組合の中で検討された内容についてでございますが、総合的に社会情勢も鑑み、また、ごみの収集量を鑑みまして、総合的に判断されたものと判断しております。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

組合議会のほうのユーチューブの内容になりますけれども、こちらのほうで記録を取っているものについて説明申し上げます。組合長の発言の中に、「現在進めておりますこの新施設建設計画の推進では、現状で建設用地の確保が行われておらず、施設の建設及び開設後における運營業務の業者選定手続は長期間停滞しておりますが、この間も物価や人件費が高騰する社会情勢が続いております。また、この計画の算定当時と比べ、近年の管内におけるごみの処理量も人口や業者数の推移に伴って減少している傾向が見られます。このため、現在進めております新施設の建設及び運營業務の業者選考手続を中止し、現行計画における新施設の処理能力など必要な事項の一部見直しを検討した後、改めて公募の手続を実施するように、去る11月7日に開催しました正副組合長会議でその方針を決定いたしました。また、地域振興策として検討しておりました余熱利用施設の整備につきましても、桂川町から提出されました要望書の内容に限らず、現段階では、地域浮揚発展に資するための用地として取得させていただき、桂川町と十分調整を行い、今

後議会への報告とともに、ご意見をお聞きしながら、詳細な内容の計画を具体化していく方針を申合せたところです。」となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業費は少なくなるんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

事業費の増減については分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後の見通しはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

今後の見通しとして、本市としては、建設用地取得のための補正予算が組合議会で可決されたことで、停滞しておりました新ごみ処理施設建設事業が推進されていくものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

816億円の事業費は増えるか減るか分からない見直しだということが分かりました。

2点目は、住民説明会についてです。武井市長はふくおか県央環境広域施設組合の組合長でもあるわけですが、9月定例会での私の一般質問に対する答弁を覚えてありますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

武井市長は、「飯塚市として、市民に対しての説明というのは行わなければならない、行う必要があるというふうに考えている」と発言されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その後、どこで実施しましたか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

新ごみ処理施設建設に伴う住民説明会は実施しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

なぜしないのですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

新ごみ処理施設建設に伴う住民説明会はふくおか県央環境広域施設組合の業務と考えておりますので、本市独自で行う説明会は検討しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつするんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほどお答えいたしましたけれども、新ごみ処理施設建設に伴う住民説明会はふくおか県央環境広域施設組合の業務と考えておりますので、本市独自で行う説明会は検討しておりませんが、ふくおか県央環境広域施設組合で説明会を開催される場合は協力してまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3点目は、見直しの提案についてです。住民の視点が現在求めているのは、正しい情報提供に基づいた住民の視点からの見直し、つまり、事業費の縮減にもつながるごみ減量、地球温暖化対策に貢献できる新たな方向です。本市として組合に提起するべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市といたしましては、令和8年度に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う予定としております。その計画の中で、近年の管内におけるごみの処理量も人口等の推移に伴って減少している傾向でありますので、それに伴い、ごみの排出量の目標を見直してまいります。その数値が新ごみ処理施設の規模等にも影響してくるものと考えておりますので、ふくおか県央環境広域施設組合と関係市町と連携してまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、市の計画策定までは組合のほうは見直しがスタートできないということになるんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

組合で検討されている内容について、こちらのほうでは把握しておりませんので、市の計画が令和8年度に見直しするとしても、現在、検討されているものだと考えます。

計画につきましては、しっかりと飯塚市の計画を立てます。また、関係市町につきましても、それぞれで計画されるものと考えております。また、関係市町、組合とも一緒に連携し、推進してまいります。

○議長（江口 徹）

質問は、令和8年度に見直しをするということなんだけれど、それが済むまで、県央の計画はできないというふうなことでよいのかということでしたよね、川上議員。

さっき、その見直しが影響するということも言われたと思いますが。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

議員のおっしゃられる計画というものが、一般廃棄物処理基本計画のことだとしてお答えいたしますと、先ほど申し上げましたように、それぞれの自治体がつくるもの、そしてまた、併せた内容になってくるかと思えますけれども、県央も策定されるものと考えております。

○議長（江口 徹）

いや、だからね、時期がどう影響するのか、しないのかという――。

先ほどその数値が影響するという形でお答えになったんだけどね。

暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

計画につきましては、本市におきましては、令和8年度に見直していくこととしております。また、組合におきましても同様に取り組んでいくものと考えております。その際にはまた連携して、見直してまいりたいと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

施設組合はコンサルタントと提携し、進めていくわけですね。それで、本市は独自に進めていくと。提携はすると。しかし、提携してもらえないのは飯塚市民だけということになりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

計画策定についての市民意見募集等は現時点では検討しておりませんが、今後どういった方法で市民の声を拾っていくか、頂くかというのは考えてまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この点は、本来は飯塚市議会協働環境委員会において、所管事務調査の中で深めていく課題であるわけです。現在、機能停止中です。

第2は、「水道料金と下水道使用料の負担軽減について」です。1点目は、上下水道事業経営審議会についてです。11月28日の第2回会議での市長の諮問について、要点を伺います。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

令和7年11月28日開催の第2回上下水道事業経営審議会において、飯塚市上下水道事業の経営戦略の見直しと、飯塚市における水道料金及び下水道使用料の適正な水準についてを諮問事項として、令和7年11月11日付で、飯塚市長より上下水道事業経営審議会会長宛てに諮問を行っております。

諮問の趣旨としましては、施設・管路の老朽化の進行や、物価高騰等経済情勢の変化により、事業経営はますます厳しい状況となっており、今後、将来にわたり、安全で安定的なサービスを提供する事業運営と健全な経営を行うために、上下水道両事業ともに、経営戦略の見直しを行い、

その財源を確保することが重要な課題となっております。このような課題を解決し、持続的、安定的に事業経営を行うため、耐震化を合わせた既設老朽管管路更新のスピードアップ、今後の更新費用削減のための施設の最適化、将来の資産管理を見据えた投資財政計画の見直しは、経営基盤の強化において極めて重要と考え、ご審議いただくことといたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私、その審議会に市民の資格で傍聴できたので資料も頂きました。資料を見ますと、諮問の内容を私なりに要約すると、飯塚市が衝撃の提案だと。5年ごとに水道料、下水道料を値上げしますと。水道料は前回35%に続き、22%値上げを令和9年度に行い、さらに5年後、同レベルを続けて値上げすると。下水道使用料については、終末処理場建て替え139億円のためということで、補助金、それから借金を除く部分について、38億円を新たにため込むために、最初は10%値上げ、あと、5回連続、5年置きに値上げをするという資料になっておりましたけど、そのとおりですか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これについて、11月28日、その提案を行い、その日中に、その会議で、審議会です承を求めましたか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

了承を求めましたけれども、委員の皆様の方から、今日決めることはできないというところで、継続審議になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今日提案して、今日了承しろと、今私が申し上げたような内容について言ったわけですよ。

飯塚市議会に対しては、この件についてはどういうふうに報告していますか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

議員の皆様につきましては、ラインワークスという手段において、皆様の方に資料を提出させていただいております。また、審議会の内容等につきましては、後日、皆様の方に、同じような形で周知させていただくようにしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市議会の担当である経済建設委員会が全面的に機能していない状態なので、今言われたように、ラインワークスを通じて報告したという意味ですか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この点については、今後の日程はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

審議会のスケジュールといたしましては、計5回程度の審議を予定いたしております。また、飯塚市上下水道事業経営戦略を3月までに策定する必要がありますことから、諮問しました事項については、令和8年3月に答申を受ける予定といたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その後はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

審議会のほうから答申を頂きましたら、速やかに議員の皆様の方に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのときに経済建設委員会が機能しているかどうか分かりませんが、その後どうなりますか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

答申結果を受けまして、経営戦略の策定に入っていきます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その後はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

まだ答申の内容等が分かりませんので、答申結果を受けて、その後の行動を判断したいというふうに思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が企業局から情報開示請求で入手した資料によれば、コンサルタントからは、来年の6月定例会に料金改定の条例案提出というふうを書いてあったんだけど、それはあなた方も承知してるんでしょう。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

コンサルタントからの提示分についてはあくまでも料金の見直し、改定が必要となった場合の一つのスケジュールの案でございます。まだその辺りを企業局としては何も決めたものではありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は情報公開と住民意見についてです。市民への情報公開をどのように行っていますか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

諮問しました内容につきましては、飯塚市上下水道事業経営審議会においてご審議いただきますが、当該審議会の委員構成としまして、上下水道の利用者として、市民代表の公募委員2名、事業者の方に審議委員会委員に就任いただいております。利用者としてのご意見を伺うことといたしております。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、挙手して質問をお願いします。企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

市民の方々に対しましては、審議会での審議の内容、それから資料につきましては、市のホームページ等にて公表しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

載っていないですよ。2週間たとうとしているのに。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

今、会議録をまとめておりますので、それがまとも次第、ホームページにアップするようしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第3回審議会はいつですか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

令和8年1月23日を予定いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が先ほどから言っている資料はいつアップするんですか、ホームページに。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

先ほど申しましたけれども、会議録がまとまりましたら、早急にアップいたします。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはいつになるんですか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

いつ、何日ということにはちょっと明言できませんけれども、遅くとも来週いっぱいまでにはアップできると思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この質問は本来、経済建設委員会の報告に対する質問です。

第3は、「国民健康保険税の引下げについて」です。1点目は、国民健康保険運営協議会についてです。諮問の内容、構成及び今後の日程を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や調査、審議、市長への意見の具申等を行うために設けられた機関でございます。令和7年8月21日に行いました。諮問の内容といたしましては、飯塚市国民健康保険税率に関することとなっております。

次に、構成についてでございますが、委員につきましては、定数13人で、被保険者を代表する委員が4名、保険医または保険薬剤師を代表する委員4名、公益を代表する委員4名、被用者保険等保険者を代表する委員1名で構成されております。

今後の日程につきましては、第3回運営協議会を1月下旬に開催し、令和8年度以降の国民健康保険税の改正について審査していただき、市長への答申を行っていただく予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議会へはいつ、どういう姿で報告するんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

改正が生じる場合には、速やかに条例改正案を提出させていただく予定としております。

市議会の場で、改正が生じる場合には条例を提出させていただきます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

12月4日に第2回をやったんでしょう。まだホームページに載っていないので、議員は独自の努力がなければ、どういう諮問をしたかも分からないし、見通しも分からないままだったんですよ。本来は協働環境委員会が担当ですから、この件については対応しなければならない事案だと思います。

2点目は、国民健康保険給付費等準備基金についてです。この間の推移を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

国民健康保険給付費等準備基金の準備基金残高の推移については、令和3年度末基金残高9億3773万5千円をピークに、令和4年度末は9億3606万9千円、令和5年度末は9億205万円、令和6年度決算では7億9867万8千円と減少傾向にあります。また、令和7年度当初予算では、令和7年度末見込みとして1億488万9千円の基金取崩しと、610万4千円の運用収入等を見込み、残高は6億9989万3千円と、前年比9878万5千円の減少を見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後の見通しを伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和5年度決算及び令和6年度決算によりますと、基金の取崩し額は4千万円及び1億1千万円となっており、基金残高は、先ほどご答弁いたしましたとおり、減少傾向にございます。また、全国的に見ても、国民健康保険事業の運営においては、保険加入者の減少に伴う保険税収入の減少や保険加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加など、今後の国民健康保険事業の財政基盤を不安定化させる要素が山積しております。

本来、特別会計の収支上、財源の不足が生じる際には、保険税収入等による歳入の増額を図り、財源の不足を補うことで、歳入歳出の均衡を保つ必要がありますが、本市では、国民健康保険事業の運営資金の不足については、国民健康保険給付費等準備基金の一部を取り崩し、財源を補うことで、税率改正を据え置いている状況でございます。

今後につきましても、被保険者の減少に伴う税収の減、医療技術の高度化に伴う医療給付費の増に併せ、事業費納付金等の増額が予想され、さらなる基金の活用が必要であると見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国民健康保険税は高過ぎるわけですね。そこで、基金の活用と一般会計からの繰入れによって引下げを実現できると思うんですけども、見解を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

現在、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し、しばらくは前期高齢者を中心に、被保険者の大幅な減少が見込まれます。このことにより、税収、医療費の減少、納付金への影響など、先の見通しが不透明な状況が数年は続くものと想定されます。

基金を活用して税率を下げますと、税収の減による急速な赤字の拡大を招くものと思料されますので、減税の財源としては困難であると認識しております。

また、基金が枯渇しますと減収分を国保税の増税で対応せざるを得なくなりますので、基金を一時的な減税に活用するのは、国民健康保険の安定的な運営には適していないと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本来、協働環境委員会が開会中、所管事務調査で詳細な調査ができたはずですが。

第4は、「介護保険料の引下げについて」です。1点目は、第10期計画についてであります。その意義及び取組の状況を伺います。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

第10期計画は令和9年度から令和11年度までの3か年を対象とするもので、高齢者保健福祉計画と一体的に策定いたします。意義といたしましては、高齢者が住み慣れた地域で互いに支え合いながら健康かつ安心して暮らせるまちを実現するために、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進に向けた取組を進め、介護保険事業の円滑な運営を図ることです。

また、取組といたしましては、今後のスケジュールでお示しをいたしますと、現在での予定ということになりますけれども、令和8年1月中旬に高齢者実態調査の準備に入り、5月末をめどに調査報告書の提出を受けます。

その後、高齢社会対策推進協議会に設置いたします専門委員会を7回ほど開催し、第10期計画についての審議を行ってまいります。

併せて、専門委員会の進捗状況を考慮しながら、随時に高齢社会対策推進協議会で委員の皆様のご意見を聞き、市長への答申に向け、協議会を進めてまいります。

12月には第10期計画につきまして、市民からの意見募集を実施し、市長への答申は令和9年2月上旬の予定となっております。庁内手続を経まして、3月に開催される議会で第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定報告を行い、必要に応じて、介護保険料の条例改正手続等の事務を進めてまいります。

以上が第10期計画のスケジュールの流れとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は、介護保険給付費等準備基金の残高12億6700万円についてであります。この間の推移を計画値との関係が分かるように示してください。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

現在の介護保険給付費等準備基金につきましては、令和7年度12月補正予算後の年度末見込み残高が12億6677万5千円となっております。

第6期以降の各期末での基金の目標値とその推移でございますけれども、第6期の期末残高が3億8995万円、計画上の期末残高が1億9384万6千円、差し引きますと1億9610万4千円。第7期の期末残高が2億5512万1千円、計画上の期末残高が3億8995万円となっております。差引額がマイナス1億3482万9千円。第8期の期末残高が10億234万5千円、計画上の期末残高が2億5512万1千円、差引額が7億4722万4千円。第9期の令和7年度12月補正予算時までになりますけれども、年度末残高が12億6677万5千円、計画上の期末残高が6億1566万3千円、差引額が6億5111万2千円となる予定となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

12月補正でその額ですから、6億5千万円オーバーですから、このまま期末まで行けば、何億円オーバーになるか分からないというような状況ですね。

この基金を活用して、介護保険料の大幅引下げを速やかに実現してもらいたいわけです。答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

介護保険料につきましては、3年ごとに計画を策定いたします介護保険事業計画においてその金額を定めておりますので、計画途中での保険料の変更をする仕組みとはなってはございません。

現在の介護保険事業計画は令和6年度から令和8年度までとなっております。次の令和9年度から令和11年度までの第10期介護保険事業計画の策定を令和8年度に取り組む予定としております。その策定作業の中で、基金の残高見込みと介護給付費等の将来推計を総合的に判断いたしまして、適切な介護保険となるよう算定を行う予定といたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ぜひ、介護保険料を引き下げてもらいたいと。取り過ぎなんですから。

それで、この件については、本来は、市議会福祉文教委員会で、開会中であれば所管事務調査ができますよね。皆さんも協力していただきます。同時に、閉会中であっても、特別付託案件ということで議決を得れば、閉会中でもこの案件については丁寧に質問できるわけですよね。今後、立て直れば、皆さん協力してくれますか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

議会報告でございますとか、各種計画等の策定等につきましては、適宜、報告、また、ご審議をお願いすることになるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第5は、「放課後児童クラブ事業の直営化について」であります。1点目は委託業者の募集についてです。公募に関わる日程はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

公募に関わる日程でございますけれども、これまでのスケジュールは、10月17日金曜日に実施要領を公表し、10月31日金曜日までを質問受付期限、11月7日金曜日を質問回答期限とし、11月17日月曜日が参加表明書の提出期限としておりました。11月19日水曜日を企画提案書の提出期限としており、参加希望者が5者を越えませんでしたので、1次審査は実施しておりません。

12月2日火曜日に書類審査とプレゼンテーションによる2次審査を実施し、受託候補者を特定し、12月4日木曜日に審査結果を応募者に通知しております。

今後の予定といたしましては、受託候補者と協議を開始し、契約締結を12月中旬ぐらいというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

要領はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

11月17日に公表しました飯塚市児童クラブ等運営委託業務プロポーザル実施要領の概要といたしましては、業務概要、また、業務に対する費用、参加資格、スケジュール、企画提案書作成時の留意事項、審査方法、審査基準及び配点などの14項目を記載しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容をお願いします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

審査基準の内容ということでの答弁とさせていただきます。まず、審査基準の内容としましては、書類審査項目としまして、業務実績、それから運営計画、それから方針等について、次に、支援員及び構成員の配置について、それから事業の実施体制について、職員の確保について、地域・関係機関等との連携について、児童の支援などについて、安全対策・危機管理・情報管理について、独創的な新しい提案、それから価格評価、こういったものが審査基準になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

選定方法を伺います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

選定方法につきましては、飯塚市児童クラブ等運営委託事業者審査委員会を設置しております。構成員は教育部長、こども未来部長、企画政策室副室長、こども政策課長、男女共同参画推進課長、まちづくり推進課長の6名となっており、点数につきましては、委員1人が150点、6名で900点満点としているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会は応募しているんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

応募はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、株式会社など営利法人だけの応募ですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議会にはいつ、どのように報告するんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

今回の業者選定につきましては、受託候補者との協議が整い、契約締結後に来年度の委託開始までの流れを含めて、議会閉会中の福祉文教委員会でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福祉文教委員会が機能していないときにはどうするんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

その場合につきましては、議会事務局のほうと協議し、適切な形で議員の皆様の方に報告のほうをしたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福祉文教委員会が機能していれば、報告を受け、保護者をはじめとする市民の意見を踏まえて、議会で質問ができるわけですが、今言われたように、議会事務局に資料を報告した場合、それから先はどうなるんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

報告を行いました後につきましては、その報告に対し、議員の皆様よりご質問を受ける機会があれば、例えば、今回のように一般質問、そういうふうな形でご質問を受ける機会もあろうかと思えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、基本的に、福祉文教委員会が機能しない場合、議会事務局に報告、資料を提供するというのもう一方通行の行為だと思います。保護者をはじめとする市民の声は、その状況では間接的にも聞けないということになりますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

すみません。一部補足のほうをさせていただきます。議会事務局のほうと協議を行い、議員の皆様の方に資料を提供する場合には、事前に正副議長のほうともお話のほうはさせていただきたいと思えます。その上で、市民の皆様の方にになりますけれども、ご意見というのが、内容に

もよりますけれども、児童クラブ、今現在もそうでございますけれども、各児童クラブのほうにはご意見箱というのを設置しております。また併せまして、今回委託を行うに当たり、委託事業者のほうの運営に関して、保護者アンケートのほうも取る予定にはしておりますので、そういったところで利用者、保護者の方の声は十分拾っていただけるものというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長、お気づきのように、飯塚市議会の監視機関としての役割の果たし方としては、議案になれば議案質疑がありますし、そうでないものについても事務事業全般についての質問は一般質問で行いますし、また、先ほどから言っているように、常任委員会においては、特別付託案件ということで事務事業のチェックもできるし、監視もできるし、それから、飯塚市議会の場合は所管事務調査という制度をつくり、執行部からの協力も得て、チェックできる。また、今ありましたけど、報告事項という制度もつくっていますから、多様なルートで重層的に市政が市民の意見を反映して正しく運営されているかどうかというのはチェックできるわけです。

これについては4つの常任委員会の機能の発揮が不可欠ということが言いたいわけですが、

その上で、2点目は直営による運営の変更についてです。こどもの安全で豊かな放課後のために、利潤追求型の事業者への委託ではなく、市役所の適切な部門に放課後児童クラブ係を新設し、市が直接、責任を持って進めるべきではないかと考えて主張してまいりました。見解を伺います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

現在、来年度からの委託に向けての取組を行っているところでありまして、直営については考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

こういうときに福祉文教委員会で「本当にそうですか」という議論ができたはずですが。

第6は、「最後のセーフティネットとしての生活保護について」です。1点目は生活保護裁判と本市の対応についてです。裁判の内容と併せて、6月27日の最高裁判決までの経過を伺います。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件につきましては、平成25年より3年間かけて実施されました生活扶助基準の引下げが違法であるとして、受給者が減額処分の取消しを求めて起こされた裁判でございます。令和7年1月29日に福岡高等裁判所におきまして、「要保護者の需要を基として保護を行う生活保護法の趣旨、目的に反する過誤や欠落があり、不合意で違憲である。」として引下げを取り消すとの判決が言い渡されました。これを受けまして、本市におきましては、同日付で上訴意見書を福岡法務局に提出し、上告審につきまして、2月5日付で訴訟追行依頼を行い、2月10日付で上告受理申立書を福岡法務局から最高裁判所に提出しております。

現在まで福岡高裁判決による上告審は審理中となっておりますが、6月27日に大阪、愛知の2件の上告審判決におきまして、「厚生労働大臣の判断に誤りがあり、違法だった。」として処分を取り消すとの判決が言い渡されております。国に対する損害賠償請求は棄却をされておりますが、同様の裁判は全国29都道府県で行われておりまして、この裁判において最高裁判所が統

一判断を示したことで、今後、審理中の裁判は同様の判断になるものというふうに考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

29のうち1つは飯塚市長を被告とする内容のものですね。この点については飯塚市長は厚生労働大臣に対して、この際、上告を取り下げましょうという提案をすべきではないかと申しあげましたが、それはしたことがありますか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

それは行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

繰り返しになりますけど、飯塚市長が被告となった案件です。飯塚市議会にはいつ、どのような形で報告するつもりだったのでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件につきましては、平成27年3月16日に福岡地方裁判所へ本市の生活保護受給者を原告として訴えが提起されました。同年5月28日付で訴状が送達され、翌日にこれを受理しましたことから、6月30日に当時の厚生委員会にて報告をし、今後も進捗状況等を委員会にて報告していくものとしたしております。

現在、福岡高裁判決による上告審は審理中となっておりますが、最高裁判所による統一判断が示されておりまして、国が対応方針を決定しておりますので、詳細が確定次第、福祉文教委員会にて報告するものと考えておったところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は、保護基準引上げの要求についてです。物価高騰・猛暑で最低生活費での暮らしはますます深刻になっています。利用者の暮らしの状況をどう把握していますか、対応はどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

原油価格の高騰に加え、相次ぐ生活用品の値上げによる物価高騰は、市民生活に多大な影響を与えており、生活保護を受給されておられる方々にとりまして、生活を取り巻く環境に大きな苦悩を抱えていることと考えております。また、近年の猛暑によりまして、熱中症対策としてエアコンの使用は不可欠なものとなっておりますが、電気代も値上がりし、電気代を節約するためにエアコンを使用せず、窓を開け、自然の風で暑さをしのいでいる方もいると伺っております。

生活保護法第3条には、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」とされております。命と健康に関わる深刻な事態を招くようなことがなく、生活保護受給者の方々の暮らしが一つでも改善していけるよう、令和7年4月に開催されました福岡県市長会総会及び同年7月に開催されました福岡県都

市福祉事務所長会筑豊ブロック会議におきまして、国への要望として、近年の夏季の異常高温への対策といたしまして、冷房器具の購入・更新に要する経費について、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期の要件を廃止し、それ以降も生活保護の支給対象となるよう制度改正をすること。また、既に所有している冷房器具が故障した場合の修理費用につきましても扶助の対象とすること。さらに、冷房器具の効果的な利用を図るため、使用電気料相当分について夏季加算を創設することなど、他自治体と共に要望しているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

9月議会は議会運営委員会と4つの常任委員会が全面的に機能停止しているために、最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の採択を求める請願は、常任委員会、福祉文教委員会に付託されることがありませんでした。本会議で可決し、それに基づいて意見書が国会と政府に提出されたわけです。この点について、市民の請願権が常任委員会の機能停止のために大切にされないという事態が生じたとは私は判断しています。

いずれにしても、こういう請願採択、意見書送付ができたわけですけれども、飯塚市長、武井市長は生活保護基準の引上げについてどうお考えか、見解を求めます。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

生活保護制度の生活扶助基準につきましては、5年に1度見直しが行われております。今回は令和5年10月に基準改定が行われ、臨時的・特例的な措置といたしまして、新たに世帯員1人当たり月額1千円の加算が新設されております。

令和7年10月には、令和5年から6年度において、臨時的・特例的な対応の措置時より一定の期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景といたしまして、消費が緩やかに増加しているなど社会・経済情勢等を総合的に勘案し、令和7年度から令和8年度まで、世帯員1人当たり月額1千円の加算が1500円に見直しをされております。

また、令和9年度以降の生活扶助基準につきましては、今後の社会情勢の動向を見極めて改めて検討されることとありますので、本市といたしましては、近年のような急激な物価の変動に柔軟に対応できるよう、また、生活保護法第8条第2項の「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」との条文に沿った生活保護制度改正に係る具体的な運用については、地方の意見を十分に踏まえるよう、今後も市長会、福祉事務所長会議等を通じて国に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第7は、「生活環境保全について」です。1点目は筑穂元吉における土砂埋立てであります。

中尾建設による開発行為の区域における土砂埋立ての状況を伺います。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発区域における現状ですけれども、現在、都市計画法に基づく造成行為の途中であるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは現状とは言いませんね。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

繰り返しになりますけれども、開発区域の現状ですけれども、建築を目的とした造成行為になりますので、その造成行為の途中というふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、それは現状ではないでしょう。

（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今の、現状の形というふうなところですけども、それに対しての盛土というか、そういった現状があります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、何と言ったか、よく分かりませんでした。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

繰り返しになりますけれども、開発行為に伴う造成行為の途中の形としては、盛土が行われていると。その造成行為の途中であるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市の都市建設部長は飯塚市議会の一般質問でそういう答弁をするんですか。

（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今、事業者の事業活動の中で行われている行為の、質問議員がおっしゃられているのは、現状、形なのかなと私のほうは捉えておりますけれども、建築物に対する開発行為になりますので、それに基づく造成行為、それが都市計画法第29条の開発の許可の基準内容でございます。それに

基づいて事業者が造成行為をやっていて、盛土をやっているというふうな認識であると。内容については、繰り返しになりますけれども、そういうふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

経済建設委員会の所管事務調査で、私がそこで質問できる場合は、時間制限がほとんどないので、これでは済まないと思うんですね。

10月1日施行の宅地造成及び特定盛土等規制法による届出はいつ行われましたか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

10月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されております。確認したところ、令和7年10月16日付で届出が提出されています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和2年10月30日付の飯塚市長の中尾建設宛て申入れをもう一度紹介してください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和2年10月30日ということで、事業者に対して飯塚市長名で、表題として「筑穂元吉地区における開発許可に基づく事業について（申入れ）」という表題で文書を提出しております。内容について、ちょっと読ませていただきます。「標記につきましては、平成31年3月6日に開発許可申請書が提出され、都市計画法第35条の規定に基づき、令和元年6月27日に福岡県より開発行為が許可され、現在、盛土が施工されているところです。

また、これまで福岡県と飯塚市での合同の立ち入り調査を4回実施し、盛土の状況や法面勾配等を確認し、高盛土の状況であることから、計画高さに改善することを再三にわたり指導してきたところですが、現在まで改善されていない状況です。

つきましては、周辺住民の安全の確保と生活環境に対する不安を軽減することを目的として、高盛土の改善及び高盛土が是正されるまで土砂の搬入をしないよう、申入れいたします。」という文書を提出しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここで言う計画高とは何メートルのことですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発行為者の許可時に提出された図面によりますと、現地盤から約8メートルの盛土を行い造成する計画となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

高盛土とはどういう状態ですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

盛土の高さが最終的な計画高よりも高い状態というふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この段階ですよ。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

文書が提出された段階——、現状の段階——、（発言する者あり）というところですけど——、（発言する者あり）計画高は8メートルでございます。（発言する者あり）質問議員がおっしゃられているのは、計画高8メートルに対して現状がどれぐらいの高さかというふうなご質問だと思いますけども——。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、挙手してお願いしますね。都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

想定で答弁させていただきます。計画高8メートルで、文書を提出されたときの高さというのは、正確にはちょっと把握しておりませんが、その高さよりかは高くなっている状況だというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

正確でなくてもよいので、何メートルですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

繰り返しになりますけれども、正確に測量したわけでもなく、計画図に対して8メートルの計画図がありますけれども、その高さを測量したわけでは、数字については把握しておりません。

○議長（江口 徹）

どうぞ次の質問を。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

申入れの目的をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

提出しました文書にも記載してはありますが、周辺住民の生活環境への不安軽減のために発出したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在は何メートルまで上がっていますか、土砂埋立て。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

それにつきましても正確に測量したわけでもなく、高さについては把握しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

8メートルより高いですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現状は計画高8メートルよりは高い状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

はるかに高いわけですね。

福岡県との協議の状況を伺います。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

福岡県との協議の状況ということですが、現在の造成の状況について、情報共有を図っている状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

直近ではいつ協議しましたか。内容をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

県との情報共有ですが、昨日、県の担当部署である開発・盛土指導課が現地を確認しているというところで、その情報を共有しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容もお尋ねしました。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

県との情報共有につきましては、許可権者である福岡県の開発・盛土指導課と、今は造成途中の状況でございますので、その状況の現状報告であったり、そういった協議を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容を聞いております。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現状が、造成行為の途中でございまして、その内容については、今の造成行為の途中の、現

状の報告をやったというのが内容でございます。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、挙手してどうぞ。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

協議と申しますか、今回は開発行為、都市計画法第29条に係る開発行為でございます。その中での許可行為になります。それというのが、事業者が造成行為をやっている状況でございます。もちろん公共事業と違いますので、民間事業の事業活動の中でやっている行為、それが造成行為の途中ですので、許可権者の福岡県も、今は開発・盛土指導課になりますけれども、そのこのほうも、今現在、開発行為に関する造成行為の途中というふうに認識しておりますので、その協議というか、その情報共有を行っているというふうに答弁をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

その情報共有がどんな情報共有をされたのかを言っていたら、また――。都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

ですので、情報共有と申されましても、今現状、造成行為の途中ですので――。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、答弁中です。川上議員、答弁中です。都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

そこについて、現状というのは造成行為をやっているというふうな現状ですので、その情報の共有をやっているというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の機関、福岡県へ要望するように、かねてから一般質問で要望しておりましたけど、その内容を覚えてますか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

9月議会でもちょっとお答えさせていただきましたけれども、国の機関に対してですけれども、1点目が、国が発注する公共工事による建設発生土の開発区域への搬入を停止する措置をとること。2点目が、国の指名業者の工事による建設発生土を搬入しないよう依頼することの2点だったというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

県に対しては、ちょっと都市建設部とは違うんですけども、ちょっと読ませていただきます。

越境土砂対策を履行期限を設けて文書で指導すること。2点目が、開発区域への土砂搬入停止の措置を取ること。3点目が、土砂搬入の命令違反の標識を設置することの3点になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先日の県との協議の中でそれを取り上げましたか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

先日の県との協議の中で、先ほど申した県に対しての申出については、開発行為の許可の部分とは違いますので、その協議は行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そもそも福岡県の協議相手は誰ですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

担当部署である開発・盛土指導課になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、それは誰かと聞いたんですよ。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

誰かというご質問ですけれども、開発・盛土指導課の職員になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

公務員が公務でやって来たんでしょう。だから誰かと聞いたんですよ。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

昨日、現場に来られたのは、開発・盛土指導課の担当者2名が来られています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

職名をちょっと教えてください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

技術主査と主任技師になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市は事業者に対してどういう指導をしているのですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発行為につきましては、許可権者が福岡県となりますが、県とは継続して情報共有を図っております。現在は、都市計画法に基づく開発行為の途中でありますので、県と連携しながら、必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

信頼できないです。

大手ゼネコンの一部が土砂持込みを停止しています。どういう事情ですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

事情という質問ですけれども、事業者の判断の下、持込みを停止しているというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市が何にもやってくれない中で、地元住民がゼネコンと直接話をして要請しているからですよ。

野見山産業に対する知事命令の履行状況を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

土砂埋立て事業地内からの土砂の搬出と併せて、都市計画法に基づく開発区域との境界を早急に明らかにするよう県と共に指導しているところでございます。これまで境界部分が土砂で埋まっていたことから、埋め立てられた土砂の上に、境界の木ぐいを設置し、その木ぐいに沿って土砂を掘り下げるよう作業を進めるように事業者には指導しているところであり、現在、その作業が進められております。

また、当然のことではございますが、当該区域へ土砂を搬入しないことについても強く指導をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

越境土砂についてはいつまでに撤去するというふうになっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

早急に搬出するよう指導しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

誰が指導しているんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県と市で指導しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

早急にというのは、期限はいつですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県のほうに報告された期限については、把握しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水路はどうするんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

水路につきまして、完成には至っておりません。防災対策工事として整備されていくものとは考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

江口 徹議長が辞職すれば、市議会は経済建設委員会及び協働環境委員会が確立され、所管事務調査で詳細な調査が可能になります。その場合、調査に応じますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

協働環境委員会において所管事務調査が議決されましたら、調査に応じてまいります。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

経済建設委員会におきまして所管事務調査が議決されましたら、調査に応じてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は、大将陣公園横における産廃焼却施設建設計画についてです。現状を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の進捗状況について、福岡県に確認いたしました。環境調査書の提出など、動きはあっていないということでござい

ました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

11月末に福岡県廃棄物対策課にこの事業者の代理人が来ているようですが、把握していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そういった情報については入手しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは誤謬情報ではありません。電話をかけて知り得た情報なんですよ。あなた方はなぜ分からないんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

繰り返しになりますけれども、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の進捗状況についての確認において、環境調査書の提出などの動きはないということを県には確認しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつ確認したんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

12月8日でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私の情報は11月28日のことなんですよ。どこに聞いたんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

廃棄物対策課でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

矛盾がありますね。これは福岡県に確認してもらえますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

再確認いたします。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件に関する本市の基本スタンスを紹介してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

現在、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき手続が進められております。その中で本市は指定地域に指定されていない状況であり、指定地域に指定された場合には、福岡県から意見照会が行われますので、その際には、環境影響調査の内容等を精査し、言うべき内容について意見を提出することとしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは武井市長のスタンスですね。片峯前市長は最後の定例会となった2023年6月議会において、私の質問に答えて飯塚市の立場を表明しました。紹介してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

2023年6月議会の片峯市長の発言でございますけれども、「本市にとりましても、大将陣公園のすぐそばであり、グラウンドゴルフ場を計画、設計している場所であります。そのような場所ですので、民間のすることとはいえ、非常にゆゆしいものであります。許可権者は県であり、事業計画地は桂川町ですが、隣接する本市にもこれについて意見を述べる責任と権利がございますので、それをしっかりと踏まえながら、桂川町と情報共有を図りながら、計画立ての段階で、後手に回らないように、しっかりと対応していきたい。」といった内容でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

中心点は3つのはずですけど、確認してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

「非常にゆゆしい」というところを言われております。ゆゆしいものにつきましては、その事態を解消するために、本市といたしましても本事業計画に対してしっかりと意見を述べ、事業地自治体である桂川町と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

「桂川町と情報共有」の部分につきましては、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に関しましては桂川町に確認したところ、現時点で事業者の動向はあっていないということでございます。

「後手に回らない」の部分につきましては、この事業計画につきましては、隣接地である本市でも意見を述べる責任と権利があります。それをしっかりと踏まえながら、計画段階で後手に回らないよう対応していきたいと、当時の片峯市長は答弁されております。

「意見を述べる責任と権利」とは、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例でございます指定地域の市町村長への意見照会において意見を述べるべきであると理解しておりますので、以前より答弁いたしておりますが、しかるべきときが来ましたら、しっかりと意見を述べてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の答弁を片峯前市長は痛苦の思いで聞いているかもしれませんね。

自治会連合会穂波支部の市長宛て要望書に基づく取組はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

事業計画地の周辺である穂波地区にお住まいの方々が、本事業計画についてご心配になられていることから、1月20日の要望書の提出に至ったものと認識しております。当該事業計画につきましては、事業者による環境調査は終了していると聞き及んでおりますが、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づくその後の手続については、今のところ進んでいない状況であり、現在、その情報収集に努めているところでございます。

本件につきましては、しかるべきときが来ましたら、しっかりと福岡県にお伝えしたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

しかるべきときとはいつなのか、意見を述べる内容はどのようなものなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県から意見照会があった際には、述べてまいります。

○議長（江口 徹）

時期はお答えになったんだけど、どういったものをお答えになるのか。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

現時点で考えておりますのは、飯塚市議会において、「産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を求める決議」及び「産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書の提出」が原案可決されたこと、また、飯塚市自治会連合会穂波支部より「産業廃棄物焼却施設の建設反対について」が提出されたことの内容等について、意見を申し入れるように考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自治会連合会穂波支部はその時期に出してくださいというふうに言っているんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そういったご意見はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

速やかに、後手に回らないように、ということでしょう。

第8は、「第3次公共施設等のあり方に関する基本方針について」です。1点目は事業の概要についてです。説明を求めます。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

概要ということですので、人口減少や少子高齢化などの社会情勢等の変化に対応し、市民の方々に安全安心な公共施設等のサービスを提供していくためには、公共施設等を総合的に管理していくことが不可欠であることから、第3次公共施設等のあり方に関する基本方針を策定するものでございます。また、基本方針を踏まえ、具体的な個別施設の最適化方針等を定めます公共施設等のあり方に関する第4次実施計画を同時に策定することとしております。なお、計画期間につきましては、令和8年度から17年度までの10年間としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第4次実施計画策定のスケジュールがありますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

策定に係るスケジュールといたしましては、まず、第3次基本方針につきまして、本年8月に附属機関であります飯塚市行政経営戦略推進審議会で素案をご審議いただいた後、内部協議を経まして、10月30日から11月20日までの間、市民意見募集を行いました。

その中で特段内容の変更を必要とするようなご意見はなかったことから、現在、策定に向けて事務処理を進めているところでございます。また、第4次実施計画につきましても同様に、基本方針に基づく内容で今年度末の策定に向けて事務処理を進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については床面積との関係が考慮されていると思うけど、昨日の一般質問で公立保育所が多過ぎるから縮小してはどうかと、民営化を進めたらどうかというふうに言われましたけど、これは関係があるんですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今、質問者がおっしゃいました内容につきましては、昨日、質問された藤堂議員のほうが言われたことございまして、執行部といたしましては、個別計画や所管課の方針との整合性を図りながら、計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

公立保育所は多過ぎるのではないかというふうに認識を示しているんですよ、昨日の藤堂議員の発言は。あなた方はどう思っているんですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今回目標に掲げておりますのは延床面積でございますので、保育所の数が多い、少ないとかいう判断は、私どもで行っているものではございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第9は、「総合計画について」です。1点目は第2次飯塚市総合計画の現状についてです。まず、今回策定の意義を示してください。

○議長（江口 徹）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

今回、第3次飯塚市総合計画策定の意義というところがございますが、昨今の社会情勢は、出生率の低下に伴う少子高齢化や人口減少の進行、生産年齢人口の減少による税収減や、老年人口比率の増加に伴う社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体を取り巻く環境は今後もより一層厳しくなることが予想されております。

また、これらの環境の変化に加え、予測困難な将来に柔軟に対応できる持続可能なまちづくりの実現に向けた積極的かつ効率的な取組が多岐にわたって求められております。

こうした状況を踏まえ、限られた財源を有効かつ効果的に、また、最大の効果を上げるため、長期展望に立ったまちづくりの指針として、社会情勢の変化に対応した計画、市の最上位計画として、持続可能なまちづくりの指針としての計画、行政経営に活用できる計画、地域（市民・各種団体・事業者等）と共有できる計画となるよう、総合計画を策定したいと考えているところでございます。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

お静かに願います。どうぞ川上議員。（発言する者あり）企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

失礼いたしました。今回のということですので、第3次飯塚市総合計画——（発言する者あり）第2次飯塚市総合計画につきましては、2017年度から2026年度までの10年間のまちづくりの方向性を示すもので、飯塚市における市政運営の最上位計画と位置づけているものでございます。また、2021年度には、当該計画が中間年度を迎えたことから、新たに生じた課題等に対し柔軟に対応するため、中間見直しを行っております。

総合計画は、地方自治法に基づき策定しておりましたが、平成23年5月に地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定義務が廃止され、基本構想の策定につきましては市町村の判断に委ねられることとなりましたが、引き続きまちづくりの指針として策定すべきであることから、本市としましては、飯塚市総合計画策定条例を制定いたしております。

本計画につきましては、住民の福祉の増進を基本に、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画として策定し、行政運営を行っているものでございまして、人口、経済、福祉、環境、都市基盤など多岐にわたる分野について、将来の飯塚市の姿とその実現に向けた長期的な方向性を示すものでございます。

また、本計画につきましては、各分野の個別計画に対する上位計画として位置づけられており、総合計画との整合を図りながら、計画策定、施策展開を行っております。

第2次総合計画の策定に当たりましては、市の人口や経済など様々なデータ分析に基づき将来展望を描き、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効果的に配分し、経営の視点に立った選択と集中による行財政運営を着実に推進するため、総合計画に掲げた目標の成果を評価・検証することができる計画といたしております。

以上のことから、第2次飯塚市総合計画は、1点目に、住民福祉の向上を目的とした市政運営の最上位かつ基本となる計画であること。2点目に、将来の飯塚市の姿と長期的なまちづくりの方向性を示すものであること。3点目に、各分野の個別計画や地方創生の取組、行財政改革の共通のよりどころとなること。この3点において意義を有しているものと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

分かりました。概要を示した上で到達評価を聞かせてください。

○議長 (江口 徹)

企画政策室長。

○企画政策室長 (落合幸司)

まず、第2次飯塚市総合計画の内容でございますが、第1編(序論)の第1章において、計画策定の趣旨や位置づけ、期間、計画策定の基本的な考え方を、第2章において、計画策定の背景として、飯塚市の特性や主要課題、市民意識調査の結果について明記しております。

第2編(基本構想)、こちらでは、第1章では、都市目標像を含む基本理念を、第2章においては、人口目標を含む将来フレーム、第3章では、将来都市構造の基本方針を明記いたしております。

第3編(基本計画)のところでは、第1章から第7章において、人権・市民参画、行政経営、健幸・子育て、地域経済、教育・文化、都市基盤・生活基盤、自然環境の各政策分野に関する施策の方針や目標達成指標、基本事業を明記いたしております。

次に、目標に対する到達状況及び評価でございますが、第3次飯塚市総合計画の策定に向け、令和7年10月21日から24日までの間で、第2次総合計画の各施策の実施状況を関係各課へヒアリングを実施いたしました。現在はヒアリングの内容の整理、ヒアリング実施部署への内容確認を行っているところでございます。

この内容確認が終わりましたら、全体の整理、集計ということとしておりまして、目標に対する到達状況及び評価の取りまとめにつきましては、令和8年1月中になる予定でございまして、現時点ではお答えしかねるところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

2点目は、第3次総合計画の策定です。その意義を伺います。

○議長 (江口 徹)

企画政策室長。

○企画政策室長 (落合幸司)

第2次総合計画の意義において答弁いたしましたことに加えまして、昨今の社会情勢は、出生率の低下に伴う少子高齢化や人口減少の進行、生産年齢人口の減少による税収減や、老年人口比率の増加に伴う社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体を取り巻く環境は今後もより一層厳しくなることが予想されております。

また、これらの環境の変化に加え、予測困難な将来に柔軟に対応できる持続可能なまちづくりの実現に向けた積極的かつ効果的な取組が多岐にわたって求められております。

こうした状況を踏まえ、限られた財源を有効かつ効果的に、また、最大の成果を上げるため、長期展望に立ったまちづくりの指針として、「社会情勢の変化に対応した計画」、「市の最上位計画として、持続可能なまちづくりの指針としての計画」、「行政経営に活用できる計画」、「地域(市民・各種団体・事業者等)と共有できる計画」となるよう、総合計画を策定いたしたいと考えているところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

策定への住民参加はどうなっていますか。

○議長 (江口 徹)

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

住民参加につきましては、令和7年7月29日から8月21日までの間、無作為に抽出した市内在住者6千人を対象に、市民意識調査、アンケートでございますが、こちらを実施しております。

また、令和7年9月12日から9月30日までの間には、市役所内の部署にアンケートの協力を依頼する飯塚市内の団体・企業の照会を行い、その照会結果に基づき、128団体に「まちづくり意向調査」、こちらアンケートでございますが、こちらを実施しております。

さらには、去る11月29日、ゆめタウン飯塚において、市内12校に在学する24名の中学生を対象としたワークショップを開催いたしております。当日は10時から12時までの2時間、「いまの飯塚市」、「10年後の飯塚市」、「理想に向けて自らができること」の3点についてグループディスカッションを行った後、各グループによる発表を行っていただいております。

今後は、高校生以上を対象に、令和8年1月22日、24日、26日、28日、29日の5日間、市民ワークショップを開催し、皆様のご意見をちょうだいする予定でございます。

また、令和8年度には、第3次飯塚市総合計画の素案を作成し、議会において協議等を行っていただいた後、市民意見募集を実施する予定といたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

関連して、福岡県は10月31日、地震に関する防災アセスメント調査報告書を公表しました。防災と減災の視点はどのような位置づけにすべきだと考えますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

福岡県におきましては、平成23年度の前回調査から約10年間の社会情勢の変化や地震に関する調査研究の蓄積等を踏まえ、福岡県における地震防災対策の基礎資料とするため、地震に関する最大の被害を想定した調査を実施され、今回公表を行われております。

この調査におきましては、時節や風速、最新のポーリングデータを反映した震度分布と併せて、地震動や液状化、地震火災等による被害を合計しての被害想定を行い、死者数、負傷者数につきましては、建物の半壊やブロック塀、自動販売機等の転倒等による死者数が追加され、別途災害関連者数についても算出をされております。

また、本市が特に関係する西山断層帯においては、断層帯の全区間の連動を想定して被害想定が算出されております。このことにより、建物被害が生じる震度5以上の地域が拡大し、建物被害が大幅に増加し、屋内滞留率は前回調査よりも低いものの、全壊・全焼棟数が2倍以上の増加となり、死者数は増加、併せて避難者数は前回調査時の全壊焼失に加え、半壊やライフライン被害を受けた方も含み、大幅な増加との報告となっております。

本市におきましても同様に被害想定が大きく増加しており、今後見込まれる福岡県地域防災計画の変動と連動しました飯塚市地域防災計画の見直しが必要となっております。

また、総合計画における位置づけといたしましては、第2次総合計画におきましても、災害・減災対策の充実といった形で災害・減災対策の指針を示しておりますので、第3次の計画におきましても、この指針に盛り込むべく、県の発表等に対応する必要があると位置づけております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本市に関わる被害想定はどうなっているか伺います。西山断層帯は地震発生確率「不明」、最

大震度7、最大液状化危険度「極めて高い」、冬18時・強風の下で全壊・全焼4万1千棟、半壊12万1千棟、死者1800人、負傷者1万7千人、災害発生当時の避難者29万3千人となっています。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

ただいま質問者が申されましたのは西山断層帯に係る全てのデータでございますが、今回の調査で本市に該当する部分といたしましては、冬18時、強風時のケースとして、また、避難者数は、冬18時・強風・発災当日のケースとして報告がなされております。それによりますと、本市に係るそれぞれの数値につきましては、最大震度7、全壊・全焼2800棟、半壊7600棟、死者100名、負傷者1400名、避難者1万3千名との被害想定であり、建物被害及び避難者数において前回の想定よりも大幅な増加となっております。

○議長（江口 徹）

川上議員、残時間がゼロになりましたので。

暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時44分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。10番 田中武春議員に発言を許します。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

私のほうから、事前通告に従いまして2点、「小型充電式電池について」と「人権行政について」、一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、よくテレビのニュースでも特集されています、リチウムイオン電池を含む「小型充電式電池について」、質問させていただきます。

小型充電式電池は、皆さんよく使用しているモバイルバッテリーや、ハンディーフोनなどの小型家電商品、通信機器など、あらゆるところで使用されております。この小型充電式電池が他のごみと分別されずに、ごみ集積場に出されると、ごみ収集車やごみ処理施設で発火し、火災事故の原因となります。

令和7年1月に埼玉県川口市、また同年7月には、同じく埼玉県戸田市のごみ焼却施設などで火災が発生し、焼却施設が使えなくなり、ひいては、ごみ収集が停止に追い込まれ、盛夏の中、街にごみがあふれました。

両者の出火原因は不明となっておりますが、火元として、混入したリチウムイオン電池などが破砕されることで発火したと推測されております。このように、小型電池が市民生活に影響を及ぼす事態にもなることがあります。

そこで、本市における小型充電式電池の回収方法や処理状況などについてお聞きします。まず、この小型充電式電池について、本市での回収の取組はどのようになっているのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市での回収方法につきましては、家電量販店への持込みの案内及び一部の充電池をクリーン

センターのみで回収する方法にて対応しておりましたが、埼玉県事故や、令和7年4月に環境省から「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」が発出されたこともあり、全ての小型充電式電池の回収に取り組むこととし、今年8月から本庁及び各支所、12交流センターでの回収をすることといたしました。

なお、この回収方法については、ふくおか県央環境広域施設組合及び構成市町と協議を執り行い、取り組むものでございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

今年4月に環境省から通知があったと聞き及んでおりますけども、その方針はどのようなものであるのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

環境省の指針においては、「分別収集区分が分かりやすく排出しやすいなど住民にとって利便性が高い収集方法とすること。」「回収したリチウム蓄電池等の保管を適切に行うこと。」「可能な限り回収したリチウム蓄電池等を国内の適正処理が可能な事業者へ引き渡すことで、循環的利用、適正処理を行うこと。」この3点を留意すること、となっております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

今説明していただいた留意事項のまず1つ目ですけども、「住民にとって利便性が高い収集方法とすること」については、本庁、支所、それから12交流センターで回収することになると思いますが、拠点ボックスでの回収を行わなかった、この理由についてお示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

経済産業省所管の独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページによりますと、2020年から2024年までの5年間に報告されたリチウムイオン電池搭載製品の事故が1860件ございました。事故の約85%が火災事故につながっております。

また、事故発生件数は、春から夏にかけて気温の上昇とともに増加する傾向にあり、6月から8月にかけての事故発生件数が最も多くなっております。拠点収納ボックスは、炎天下にさらされる場所に設置している箇所も多くあり、内部が高温になることが考えられますので、火災予防対策として回収を行わないこととしております。

また、小型充電式電池の回収時には、端子部を絶縁テープにより絶縁して持ち込むことを市民の皆様をお願いしており、手渡しによる回収を行っております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

発火の可能性があるから、絶縁処理の確認のため、手渡しでの受け取りを行っていることや、拠点ボックス内が高温になることで、回収を行っていないことが分かりました。

では引き続き、2点目の留意事項ですが、「適切な保管」についてはどのように行っているのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本庁、支所、12交流センターでの回収方法については、小型充電式電池は「リサイクルマークあり」と「それ以外」に分けて、ペール缶で回収しております。また、ボタン電池やコイン電池については、回収用の小型缶を設置しており、いずれも、職員への手渡しによる回収を行っております。

各収集箇所まで収集されたものについては、定期的に回収して、リサイクルの処理等を行うまでは飯塚市クリーンセンターで保管するようにしております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

適切に保管されていることが分かりました。

では次に、回収した電池等の適切な事業者への引渡し、またリサイクル等の処理を行うということについて書かれていますが、このことについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

リサイクルが可能なものは、小型充電式電池メーカーや、同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者等などが共同でリサイクル活動を行っている団体である「一般社団法人JBR C」において回収、再生処理を行います。

また、故障したり、リサイクルマークのないものについては、ふくおか県央環境広域施設組合のほうで、処理費用がかからないように、乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池をまとめて処分することができる事業者を探していただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

本市での小型充電式電池の回収方法や、その後の処理についていろいろ分かったところですが、次に、回収においての問題点等をお聞きしたいと思います。この小型充電式電池の回収を行うに当たり、例えば、ハンディフォンなど、分解ができないものがあるかと思いますが、このような場合はどういった問題点があるのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

小型家電等では充電式小型電池やボタン電池等が内蔵され、分解できないものがあります。ごみを出す市民の方が、ご自宅で小型家電等を分解しますと、発火を起こす危険性がございますので、分解せずに端子部を絶縁して、回収場所への持込みをお願いしております。

また、充電式小型電池等を使用する場合の注意点としましては、膨張する、充電できない、充電中に高温になる、バッテリーの減りが早くなる等の異常があれば、発煙や発火する前に、使用を中止するなどの注意が必要となります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

うちの携帯もこの頃充電ができなくなりましたので、買い換えました。全く関係ありませんが、

次に、絶縁していない場合は、加熱したり、分解等で発熱や発火の危険性があるとのことですが、クリーンセンターでのごみ処理や収集時に、そのような事例等はあったのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

クリーンセンター内の破砕施設でも、破砕後に発火するような事例があり、作業員において消火作業を行ったことはございます。

また、ごみ収集時においても、収集車両での火災事例も過去にはございました。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

そういった事例があったということで、了解しました。発火の事例があるそうなのですが、多分、飯塚市だけじゃなくて、ほかの市町村もあるのだらうと思いますが、ごみ処理施設などでの主な発火の原因というのは、あればお示ください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

主な原因といたしましては、ごみの中に紛れ込んだ小型充電式電池が、収集車両での収集作業や、ごみ処理施設での破砕作業の中で、圧力や衝撃により発熱し、発火に至ることが要因と考えられます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

次に、市民への周知啓発についてお聞きしますが、先ほど言いましたように、発火による火災が発生すれば、ごみ処理施設が長期間、使用不能になります。直接、市民生活に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

それでは、ごみを出す市民の皆さんに対して、どのような啓発等を行っているのか、お示ください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市のホームページに、本年8月から小型充電式電池の分別収集を開始したことを掲載しており、また、10月の市報に同様の内容について掲載しております。

今後につきましては、ごみ袋の帯等に掲載することで、市民に対する周知を進めていく予定としており、引き続き啓発をまいります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

今後は、ごみ袋の帯等に掲載をするということなので、小さい掲載だと分かりませんので、なるべく大きめに掲載をしたほうが良いというふうに思います。

この小型充電式電池の回収については、有料なのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

回収については無料でございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

8月から啓発を始めて、無料で回収を行い始めたとのことですが、現在までどれぐらいの回収が現実にはできたのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本年11月末現在で、本庁、各支所及びクリーンセンターへの持込みについては、約80キログラムを回収しております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

2から3か月で約80キログラムを回収したということですが、まだまだ周知が足りないように感じるところであります。

ごみ収集については市でやりますけども、ごみの処理については、ふくおか県央環境広域施設組合が担っておりますが、先ほど申し上げましたように、収集車両やごみの処理施設で火災が発生すれば、ごみの収集や処理ができなくなりますので、市民生活へ多大な影響を及ぼすことが考えられます。

本市だけが、火災予防のために小型充電式電池等の分別収集や啓発等を行っても、関係の市町村の収集物の発火により火災が発生することも考えられ、ごみ処理施設が長期間使用できなくなることも考えられます。これを防ぐためには、関係する市町がしっかりと連携し、市民への周知啓発を行うことが重要と考えます。

令和12年度には、新ごみ処理施設の稼働も予定をされておりますので、その間、しっかり市民周知をしておけば、新しい施設での事故は防げますので、関係の市、町及びふくおか県央環境広域施設組合とも連携しながら、この小型充電式電池の分別収集のみならず、一般廃棄物の収集処理を円滑に進めていただきますよう要望しまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、「人権行政について」質問します。

まず初めに、「世界人権宣言」は基本的人権を保障するために、全ての人民と全ての国とが連携達成すべき共通の基準として、初めて人権の国際的基準が示され、1948年、ちょうど今から77年前の今日ですね、12月10日の国連総会で採択されました。世界人権宣言第1条では、全ての人は、生まれながらにして自由であり、人としての尊厳と権利を平等に持っています。人は、理性と良心の下、互いに助け合っていかなければならないことや、第2条では、全ての人は、人種や皮膚の色、性別、宗教、言葉、そして、意見や生まれの違いによって差別を受けることなく、あらゆる権利と自由を平等に持つものとされています。

さて、日本では、被爆・戦後80年を迎え、平和への願いが強くなる中、世界では今なお、各地での戦争や紛争による様々な人権侵害により、平和と人権が脅かされている現状にあります。国内におきましても、社会経済情勢の急激な変化や急速な情報化の進展により、インターネットを悪用した差別的な書き込みなど、これまで社会生活では見られなかった人権侵害が行われており、人権問題は多様化・複雑化している状況にあります。

このような様々な人権課題を解決するためにも、私たち一人一人が、人権について自分自身の問題として考え、身近なところから差別や偏見をなくしていく取組を続けていくことが重要であるというふうに思います。

本市におきましては、2024年度に実施しました人権問題市民意識調査の分析等に基づき、「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」の見直しを進め、今後の人権運動施策の推進に活用していく取組を継続して進めていかなければなりません。

そこで質問しますが、国では、2016年に部落差別の解消の推進に関する法律が公布・施行

され、本市においても、2018年に飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の施行や、その後に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」の改定がなされています。

これらの条例や指針を踏まえ、市民に対する周知啓発をどのように行っているのか、また、12月4日から10日の人権週間に合わせた具体的な取組について、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

本市では、部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする、差別の解消を目的とした法令の理念ののっとり、2018年、平成30年4月に、部落差別をはじめ、障がいのある方、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、差別のないまちづくりを実現することを目的といたしまして、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行いたしております。

また2021年、令和3年3月には、人権教育・啓発基本指針を改定いたしまして、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進することといたしております。

具体的な取組といたしましては、例年7月に「同和問題啓発強調月間」といたしまして、市内各所での街頭啓発や、市内12交流センターを会場とした講演会の実施をはじめ、10月には、コスモスコモンを会場といたしまして、「部落解放研究集会～人権フェスティバル～」での講演会、各自治会での研修会や、企業を対象といたしました研修など様々な機会におきまして、市民啓発に取り組んでいるところでございます。

また、12月4日から10日の人権週間におきましては、本庁や支所庁舎への横断幕やのぼり旗、啓発パネル展示を活用しました人権週間の周知のほか、様々な人権課題を年度ごとにテーマとして取り上げました人権啓発冊子「人権いづか」を毎年作成いたしまして、全戸配付するなど、広報誌を活用した周知にも努めております。

今後も部落差別をはじめ、あらゆる差別のない社会の実現に向け、さらなる周知を図り、人権教育・啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

それでは、人権教育・啓発基本指針の理念に基づき、計画的に推進をしていくために、令和4年3月に、「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」が作成されていますが、この施策の効果的な推進についてどのように取り組まれているのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

あらゆる差別が解消し、人権が真に尊重されるまちづくりの実現のためには、市民一人一人の人権意識の高揚と、豊かな人権感覚の育成が必要であると考えております。そのためには、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自己の人権のみならず、ほかの人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重し合うこと、これが重要でございます。

本市では、市民一人一人が人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発を継続的に行うとともに、市民の自主的、主体的な学習活動を促進するため、学校や職場、地域など、あらゆる場所や機会を捉えて計画的に人権啓発活動に取り組んでおります。引き続き、人権を大切に市民協働のまちづくりの実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策を総合的、計画的に進めてまいります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

次に、市民意識調査について質問しますが、本市では人権問題の早期解決のため、市民に対し、人権問題市民意識調査を昨年9月に実施しています。市民に回答いただいた内容を統計的に処理して、分析を行うこととしていましたが、市民意識調査の集計や分析の結果と、今回の調査で明らかになった課題等について、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

人権問題市民意識調査につきましては、様々な人権問題に対する市民意識の現状や変化について検証いたしまして、今後のより効果的な各種人権施策の推進に活用することを目的に実施しております。

今回の調査では、18歳以上の市民3千人を対象に調査を行い、1161人から回答を頂いております。設問には、前回の調査で課題と考えられた問題をさらに詳しく分析するための設問、また社会変化に伴う新たな課題に関する設問などを取り入れ、工夫を行いました。

課題といたしましては、前回調査において、啓発事業への継続、反復した参加の有無によりまして、人権問題に対する意識の違いが表れているなど、人権意識高揚のための教育・啓発が極めて重要なことが判明しておりました。しかしながら、今回調査におきまして、ここ5年間で飯塚市が主催する啓発行事に参加したことがないと回答された方が78.2%という結果になっており、その理由で多くの方、約48.6%が啓発行事の開催を知らなかったと回答されております。

今後の啓発活動におきましては、様々な媒体を活用した市民への周知方法の工夫、また開催場所や開催時間、そして身近で関心の高いテーマを取り上げるなど、啓発方法等を工夫する必要があることが課題として、明らかになっております。

これらの調査結果を踏まえ、あらゆる場所や機会を通じ、より一層、人権尊重のまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

私も昨日、人権啓発冊子「人権いいづか」を見てきました。確かに、今、部長が言われるみたいに、啓発行事に参加をしたことがないという回答が多かったですね、78%。知らなかったという方が結構多かったということで、もう少し市として、周知の方法も考えないといけないけど、場所と時間と、面白そうだなという関心のテーマを、少し知恵を絞ってやっていかないとなかなか厳しいのかなと思いますので、ぜひご尽力のほどよろしくお願いします。

次に、学校における人権教育についてですが、差別解消に、教育の果たす役割は大変大きいというふうに考えますので、特に、義務教育の段階から、どのようにこの差別に関する学習を進めていくかというのが、教育委員会でも一つの課題というふうに思っております。

児童生徒が正しい知識と理解を身につけていくために、各小中学校において、人権尊重の姿勢に立った具体的な指導をどのように行っているのか、毎年聞きますけれども、今年もよろしくお願いします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会としましては、義務教育の段階から部落差別に関する学習を進め、部落差別解消に向けて、児童生徒が正しい知識を学び、人権感覚を身につけることができるように取り組んでいくところでございます。

各学校では、人権教育における重点や具体的な取組を示した全体計画と、各学年での年間指導計画を策定し、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための教育を意図的、組織的、計画的に推進しているところでございます。

部落差別に関する学習の具体的な内容としては、小学校、中学校ともに社会科歴史分野を中心に、江戸時代の身分制度や明治時代以降の解放令、全国水平社の創立などを通して、部落差別の歴史、部落差別を解消するための運動や取組などについて学習を進めているところでございます。

また、中学校では、部落差別問題に対する正しい認識を持つよう学習していくとともに、結婚差別や就職差別など、私たちの身近に依然として存在する部落差別問題を題材として、学びを進めていくことで、差別を許さない意識の醸成を図っているところでございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

大切な取組なので、ぜひよろしくをお願いします。

次に市職員、教職員の意識調査で、今度は行政側になりますが、人権に関わりの深い職業に従事しているわけですが、なかなか認識がまだ徹底されていない部分が、課題として残っているのではないかなというふうに思います。この課題を解決するためには、十分な職員研修等が図れることが不可欠というふうに考えます。まず1点目が、行政職としての市職員に対する人権・部落差別解消のための研修等の実績と、今後の計画について、お示してください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

職員の人権・部落差別解消研修等の実績でございますが、令和6年度は、市職員として特に必要とされる、部落差別をはじめとした様々な人権問題に対する正しい認識や知識に関する内容について、令和6年10月には、所属ごとに選出された職場内人権推進員を対象に、令和7年1月から2月にかけては、全職員を対象とした人権研修を実施いたしました。

また、新規採用職員に対しましては、入庁後すぐとなります4月に、多様化する人権問題に気づき、適切な対応ができる職員の育成を図る研修を行いました。

今年度の研修でございますが、令和7年度職員研修計画におきまして、人権問題研修を専門研修と位置づけており、職員一人一人が特定職業従事者として、人権問題に対する正しい知識と認識を持ち、それぞれの人権意識を高めること。また、業務、日常生活において人権問題を見逃さず、適切な対応ができる職員の育成を目指すとともに、市民の信頼に応え、啓発を推進する行動力を養うことを目指すこととしており、職場内人権推進員研修の開催や各種人権問題研修会等への派遣を実施しております。また、年明けには全職員を対象とした研修会を実施する予定といたしております。

今後も引き続き、効果的な職員研修の実施並びに研修会や講習会等への積極的な参加により、職員が人権問題を自分の問題として捉え、正しい理解と意識を身につけ、差別は許さないという意識、行動の徹底に向けた取組を行ってまいります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

よろしくをお願いします。年明けには、全職員を対象とした研修会が実施予定だということで、楽しみにしております。

次に、教育委員会として、教職員に対する研修の在り方、特にこの差別実態に学ぶ研修など、どのように具体化するのかというのが課題だろうと思います。また、学校で行った人権・部落差別解消推進研修等の実績、また、今後の計画について、教育委員会のほうからよろしくお願ひし

ます。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校教職員は人権に関わりの深い特定職業従事者として、研修の充実を図ることは不可欠と考えております。近年、若年層の教職員が増えていることから、学校人権教育室が学校での研修に積極的にに関わり、人権尊重理念の理解と認識の一層の向上を目的とした研修の講師を務めたり、部落差別解消に向けた授業実践について指導・助言を行ったりしているところでございます。

また、教育委員会では、各学校の人権担当者が一斉に集う研修会を毎月実施しております。その中で、部落差別問題解消に係る講師による研修などを行い、研修内容を各学校に持ち帰り、他の教職員に共有することにより、知識の還元に努めているところでございます。

さらに、教職員は地域に積極的に足を運び、児童生徒の実態や生活背景、家庭の状況を把握することや、福岡県教育委員会、福岡県人権同和教育研究協議会、NPO法人人権ネットいいづかなどが主催する各種研修会へ自発的、積極的に参加し、自己研さんし、人権意識の高揚や指導力の向上に努めるように取り組んでおります。

次に、各学校の人権問題や部落差別問題に関する研修実績につきましては、令和6年度、小学校で19校、計93回、中学校10校、計31回の合計124回となっております。内容については、学校人権教育室による巡回訪問を行い、学校管理職や人権教育担当者から聞き取りを行いながら、適切で効果的な校内研修が行われているかを確認しております。

研修計画については、聞き取りの内容を踏まえ、さらに充実させていくための指導や助言をこれまでも行っておりますが、次年度の研修計画については、令和7年1月に5年ぶりに実施した「飯塚市教職員の人権や人権教育に関する意識調査」の結果と、令和2年1月に実施した同調査の違いを比較しつつ検討を進め、来年度の内容に反映してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

令和6年度については、校内研修実施回数、小学校が19校で計93回、1校当たり4.89回、中学校が10校で計31回、1校当たり3.1回ぐらいということなので、まあ、こういうことかなと思いました。

学校の教員の問題でいろいろ、いじめや体罰やというのが、新聞で、福岡県だけじゃなくて、全国であっております。教員というのは、昔は聖職とか言われていましたけど、一人の人間といえれば人間なんですけど——。特にそういった分野で働きますので、人権教育は、徹底的に、研修していかないといけないと思います。

次は、本人通知制度ですけども、近年、個人情報の不正取得が、まだまだ発生しております。特に、戸籍や住民票の大量不正取得事件が過去にありました。これが2011年に、司法書士の職務上の請求権を偽装するなどして、全国で1万枚以上の戸籍謄本等が不正に請求された事件がありました。

このとき、飯塚市でも9件の不正取得がありました。これを受けて、本市は2011年に不正発覚後の本人通知制度、それから2013年に事前登録型の第三者取得本人通知制度が実施されておりますが、事前登録の登録者数が、まだまだ3%台で、いまだ低い状況にあります。

重大な人権侵害につながるこの身元調査を抑止するためにも、全市民対象の第三者取得本人通知制度を行っていく必要があるというふうに考えますので、このことについて、本市の考え方を示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

事前登録型の本人通知制度については、平成25年度より取り組んでおりますが、本制度の登録者数は令和7年6月末現在で4545人。昨年同時期に比べ、280人の増となっており、総人口に対する登録率は昨年より0.26ポイント増加し、3.68%となっております。

質問議員が言われますように、重大な人権侵害を抑止するためにも、全市民を対象とする本制度は、不正請求を抑制し、不正取得の防止に大変有効でありますので、多くの市民の方に理解していただくため、引き続き人権研修等での制度説明による啓発、窓口における転入・転居者へのチラシの配付及び制度の説明、また、広報いづかへの掲載、フリーマガジンや企業の広報誌への掲載依頼、窓口用封筒への制度情報の掲載などの方策をもって普及促進に努め、登録者数を拡大し、制度のさらなる充実を積極的に図っていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

よろしく申し上げます。この前新聞を見たら、飯塚市には毎年400人ぐらい、転入者が来て、人口が増えているというふうに聞いております。ぜひ、そういった窓口の手続をされるときには、本人通知、こういうのがあるんですよということを、趣旨も含めて、ぜひよろしく申し上げます。

この本人通知制度、いい制度なんですけど、市民の皆さんになかなかご理解いただけないというか、ただありますと言っても分からないから、過去にこういった事件があったので、飯塚市で取り組んでいるんですよということを、この内容と、作った、発想した要因がこういう過去にあったんだと、それで本市はこういうふうに取り組むんですよ、というところをぜひ、大変ですけど、優しく市民の方に教えていただくよう、よろしく申し上げます。

次に、差別解消に向けた認識と決意についてです。市民一人一人の人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを飯塚市も進めています。本市としても、重要な課題というふうに、市長も、常に言っておられます。人権のまちいづかを目指すために、この差別解消に向けた認識と決意について、最後に市長のお考えをよろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

人権とは、誰もが生まれながらに持っている固有の権利であるとともに、全ての人々が幸福な生活を営むために欠かすことのできないものであり、将来にわたって保障されるべき権利であると認識いたしております。

飯塚市におきましては、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像に掲げ、それを実現するための大きなテーマとして、人権尊重のまちづくりに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、冒頭の議員のご発言にもありましたとおり、社会経済情勢の急激な変化や、価値観の多様化、急速な情報化の進展により、インターネットを悪用した差別的書き込みが後を絶たないなど、偏見や人権侵害が顕在化していることを実感いたしております。

そのような状況であるからこそ、市民一人一人が人権を尊重する態度や、行動を身につけるための人権教育・啓発を継続的に実施することの重要性が増しているものと考えます。今後も部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を目指して、人権教育・啓発の充実や、相談体制の整備等の施策について、しっかり取り組んでいく所存でございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

この問題は、行政だけでもできません。行政、議会、それから市民、三位が一体となって、共

通した問題点、課題なんだということを、広げていかないとなかなか難しいと思いますが、共に頑張っていきたいというふうに思います。

終わりになりますけども、九州の同和教育の先駆者で、ハンセン病の家族訴訟の原告団長を務められた林 力さんが、11月8日、胃がんのため、101歳で逝去されました。林 力さんも小学校教員だったそうで、1957年、福岡市同和教育研究会を結成されまして、61年に初代の福岡県同和教育研究協議会会長に就任して26年間務められました。その間、県教育委員会とも交渉を重ね、被差別部落のこどもの長期欠席対策、学力や進路の保障を専門的に担う、同和教育推進教員の学校配置にご尽力された方であります。謹んでお悔やみ申し上げたいというふうに思います。

さて、部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づき実施しました、部落差別の実態に関わる調査結果によれば、先ほど市長が言いましたように、差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とした誹謗中傷等の差別表現が、結婚、それから交際の場面における差別として発生していることが明らかとなり、偏見、差別の意識が依然として残っていることが明らかになっています。

偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。人権が尊重される社会の実現を目指すためにも、本市が進める人権啓発や、人権相談事業等の充実と強化に向けた取組を続けていくことが重要と考えます。

本市は、2025年度に市制20周年を迎え、全ての市民と未来のために、市民一人一人が人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを推進していくためにも、あらゆる場所、機会を捉えて、この人権教育・啓発に努めていただきますよう、最後に要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がっておりますので、質問通告は取り下げられたものとみなします。

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明12月11日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時33分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 23名)

1番	江口	徹	16番	土居	幸則
2番	兼本	芳雄	17番	吉松	信之
3番	深町	善文	18番	吉田	健一
4番	赤尾	嘉則	20番	鯉川	信二
5番	光根	正宣	21番	城丸	秀高
7番	藤間	隆太	22番	秀村	長利
8番	藤堂	彰	23番	小幡	俊之
9番	佐藤	清和	24番	金子	加代
10番	田中	武春	26番	瀬戸	元
11番	川上	直喜	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満
15番	永末	雄大			

(欠席議員 3名)

6番	奥山	亮一
14番	石川	華子
19番	田中	博文

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 渕 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行 政 経 営 部 長 福 田 憲 一

市 民 協 働 部 長 小 川 敬 一

市 民 環 境 部 長 長 尾 恵 美 子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こ ども 未 来 部 長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都 市 建 設 部 長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 画 政 策 室 長 落 合 幸 司

企 業 局 次 長 今 仁 康